

電放安第 70 号

平成29年 2 月14日

原子力規制委員会 殿

所在地 広島県広島市中区小町 4 番 33号

申請者名 中国電力株式会社

代表者 代表取締役社長執行役員 清水 希 茂

島根原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画認可申請書

本文及び添付書類の一部補正について

平成 28 年 7 月 4 日付け，電放安第 19 号をもって申請しました島根原子力発電所 1 号炉廃止措置計画認可申請書の本文及び添付書類を下記のとおり一部補正いたします。

記

島根原子力発電所 1 号炉廃止措置計画認可申請書の本文及び添付書類を別添 1 及び別添 2 のとおり補正する。

島根原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画認可申請書

本文の補正前後比較表

島根原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
2	<p>四</p> <p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p>	<p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた1号炉の発電用原子炉及びその附属施設である。1号炉の原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4-1表に示す。</p> <p>島根原子力発電所の敷地面積は、約192万㎡であり、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた1号、2号及び3号炉の3基の発電用原子炉及びその附属施設等が設置されている。なお、2号炉は発電用原子炉として現在も使用中であり、3号炉は現在建設中である。</p> <p>廃止措置対象施設の範囲及びその敷地を第4-1図に示す。</p>	<p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた1号炉の発電用原子炉及びその附属施設である。1号炉の原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4-1表に、<u>廃止措置対象施設を第4-2表に示す。</u></p> <p><u>なお、1号及び2号炉共用、又は、1号、2号及び3号炉共用の発電用原子炉施設（第5-1表に示す解体の対象となる施設を除く。）は、2号又は3号炉にて保守管理を実施し、2号又は3号炉の発電用原子炉施設として施設定期検査を受けるものとする。また、当該の共用の発電用原子炉施設は、1号炉の廃止措置終了後も2号炉又は2号及び3号炉共用の発電用原子炉施設として引き続き供用する。</u></p> <p>島根原子力発電所の敷地面積は、約192万㎡であり、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた1号、2号及び3号炉の3基の発電用原子炉及びその附属施設等が設置されている。なお、2号炉は発電用原子炉として現在も使用中であり、3号炉は現在建設中である。</p> <p>廃止措置対象施設の敷地を第4-1図に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表の追加に伴う追記</li> <li>・運転号炉との共用施設の取扱いの明確化</li> <li>・図の変更に伴う修正</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																											
6	四 第4-1表	<p>第4-1表 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯(3/3)</p> <table border="1" data-bbox="587 457 1454 1092"> <thead> <tr> <th>許可年月日</th> <th>許可番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年3月31日</td> <td>平成09・11・25資第6号</td> <td>9×9燃料の採用，2号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び燃料プールの1号及び2号炉共用，1号炉の機器ドレン系及び床ドレン・再生廃液系並びに2号炉の機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系の1号及び2号炉共用並びに雑固体廃棄物処理設備の設置。</td> </tr> <tr> <td>平成12年3月30日</td> <td>平成11・12・20資第6号</td> <td>使用済燃料の処分の変更。</td> </tr> <tr> <td>平成17年4月26日</td> <td>平成15・12・18原第3号</td> <td>3号原子炉の増設並びに2号炉復水器冷却水放水口の付け替え，1号及び2号炉の受電系統の変更，発電所敷地の一部変更。</td> </tr> </tbody> </table>	許可年月日	許可番号	備考	平成11年3月31日	平成09・11・25資第6号	9×9燃料の採用，2号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び燃料プールの1号及び2号炉共用，1号炉の機器ドレン系及び床ドレン・再生廃液系並びに2号炉の機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系の1号及び2号炉共用並びに雑固体廃棄物処理設備の設置。	平成12年3月30日	平成11・12・20資第6号	使用済燃料の処分の変更。	平成17年4月26日	平成15・12・18原第3号	3号原子炉の増設並びに2号炉復水器冷却水放水口の付け替え，1号及び2号炉の受電系統の変更，発電所敷地の一部変更。	<p>第4-1表 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯(3/3)</p> <table border="1" data-bbox="1507 457 2374 1138"> <thead> <tr> <th>許可年月日</th> <th>許可番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年3月31日</td> <td>平成09・11・25資第6号</td> <td>9×9燃料の採用，2号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び燃料プールの1号及び2号炉共用，1号炉の機器ドレン系及び床ドレン・再生廃液系並びに2号炉の機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系の1号及び2号炉共用並びに雑固体廃棄物処理設備の設置。</td> </tr> <tr> <td>平成12年3月30日</td> <td>平成11・12・20資第6号</td> <td>使用済燃料の処分の変更。</td> </tr> <tr> <td>平成17年4月26日</td> <td>平成15・12・18原第3号</td> <td>3号原子炉の増設並びに2号炉復水器冷却水放水口の付け替え，1号及び2号炉の受電系統の変更，発電所敷地の一部変更。</td> </tr> <tr> <td><u>平成28年11月2日</u></td> <td><u>原規規発第16110227号</u></td> <td><u>使用済燃料の処分の変更。</u></td> </tr> </tbody> </table>	許可年月日	許可番号	備考	平成11年3月31日	平成09・11・25資第6号	9×9燃料の採用，2号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び燃料プールの1号及び2号炉共用，1号炉の機器ドレン系及び床ドレン・再生廃液系並びに2号炉の機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系の1号及び2号炉共用並びに雑固体廃棄物処理設備の設置。	平成12年3月30日	平成11・12・20資第6号	使用済燃料の処分の変更。	平成17年4月26日	平成15・12・18原第3号	3号原子炉の増設並びに2号炉復水器冷却水放水口の付け替え，1号及び2号炉の受電系統の変更，発電所敷地の一部変更。	<u>平成28年11月2日</u>	<u>原規規発第16110227号</u>	<u>使用済燃料の処分の変更。</u>	<p>・原子炉設置変更許可の経緯の追加</p>
許可年月日	許可番号	備考																													
平成11年3月31日	平成09・11・25資第6号	9×9燃料の採用，2号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び燃料プールの1号及び2号炉共用，1号炉の機器ドレン系及び床ドレン・再生廃液系並びに2号炉の機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系の1号及び2号炉共用並びに雑固体廃棄物処理設備の設置。																													
平成12年3月30日	平成11・12・20資第6号	使用済燃料の処分の変更。																													
平成17年4月26日	平成15・12・18原第3号	3号原子炉の増設並びに2号炉復水器冷却水放水口の付け替え，1号及び2号炉の受電系統の変更，発電所敷地の一部変更。																													
許可年月日	許可番号	備考																													
平成11年3月31日	平成09・11・25資第6号	9×9燃料の採用，2号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び燃料プールの1号及び2号炉共用，1号炉の機器ドレン系及び床ドレン・再生廃液系並びに2号炉の機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系の1号及び2号炉共用並びに雑固体廃棄物処理設備の設置。																													
平成12年3月30日	平成11・12・20資第6号	使用済燃料の処分の変更。																													
平成17年4月26日	平成15・12・18原第3号	3号原子炉の増設並びに2号炉復水器冷却水放水口の付け替え，1号及び2号炉の受電系統の変更，発電所敷地の一部変更。																													
<u>平成28年11月2日</u>	<u>原規規発第16110227号</u>	<u>使用済燃料の処分の変更。</u>																													

注) 下線及び点線枠は，補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																													
追加	四		<p style="text-align: center;">第 4-2 表 廃止措置対象施設 (1/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 15%;">設備等の区分</th> <th style="width: 70%;">設備 (建物) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器の外側の遮蔽壁 ドライウェル外周の壁 原子炉建物外壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱 設備</td> <td>燃料取替機※<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉建物天井クレーン※<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵 設備</td> <td>新燃料貯蔵庫 使用済燃料貯蔵設備※<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="9">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="9">1 次冷却設備</td> <td>冷却材再循環系</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> </tr> <tr> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>主復水器</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> </tr> <tr> <td>給水系</td> </tr> <tr> <td>復水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>復水脱塩装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 1 号及び 2 号炉共用          ※ 2 : 1 号及び 2 号炉一部共用          ※ 3 : 1 号, 2 号及び 3 号炉共用          ※ 4 : 1 号, 2 号及び 3 号炉一部共用</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器の外側の遮蔽壁 ドライウェル外周の壁 原子炉建物外壁	核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取扱 設備	燃料取替機※ <sup>2</sup>	原子炉建物天井クレーン※ <sup>2</sup>	核燃料物質貯蔵 設備	新燃料貯蔵庫 使用済燃料貯蔵設備※ <sup>2</sup>	原子炉冷却系 統施設	1 次冷却設備	冷却材再循環系	原子炉冷却材浄化系	主蒸気系	タービン	主復水器	タービン・バイパス系	給水系	復水ポンプ	復水脱塩装置	<p>・廃止措置対象施設の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称																															
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																															
	燃料体	燃料集合体																															
	原子炉容器	原子炉容器																															
	放射線遮蔽体	原子炉容器の外側の遮蔽壁 ドライウェル外周の壁 原子炉建物外壁																															
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取扱 設備	燃料取替機※ <sup>2</sup>																															
		原子炉建物天井クレーン※ <sup>2</sup>																															
	核燃料物質貯蔵 設備	新燃料貯蔵庫 使用済燃料貯蔵設備※ <sup>2</sup>																															
原子炉冷却系 統施設	1 次冷却設備	冷却材再循環系																															
		原子炉冷却材浄化系																															
		主蒸気系																															
		タービン																															
		主復水器																															
		タービン・バイパス系																															
		給水系																															
		復水ポンプ																															
		復水脱塩装置																															

注) 下線及び点線枠は, 補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																														
追加	四		<p style="text-align: center;">第4-2表 廃止措置対象施設(2/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 20%;">設備等の区分</th> <th style="width: 65%;">設備(建物)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="4">非常用冷却設備</td> <td>炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系</td> </tr> <tr> <td>高圧注水系</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉停止時冷却系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉補機冷却系</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">計測制御系統施設</td> <td rowspan="2">計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動水圧力などの計装装置)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報表示, 連動回路, 選択制御棒そう入機構)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>非常用制御設備</td> <td>液体毒物注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>制御棒価値ミニマイザ</td> </tr> <tr> <td>再循環流量制御装置</td> </tr> <tr> <td>初圧調整装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 1号及び2号炉共用                  ※2 : 1号及び2号炉一部共用                  ※3 : 1号, 2号及び3号炉共用                  ※4 : 1号, 2号及び3号炉一部共用</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	原子炉冷却系統施設	非常用冷却設備	炉心スプレイ系	低圧注水系	高圧注水系	原子炉隔離時冷却系	その他の主要な事項	原子炉停止時冷却系			原子炉補機冷却系	計測制御系統施設	計装	核計装	その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動水圧力などの計装装置)	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報表示, 連動回路, 選択制御棒そう入機構)	制御設備	制御材	制御材駆動設備	非常用制御設備	液体毒物注入系	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	再循環流量制御装置	初圧調整装置	<p>・廃止措置対象施設の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称																																
原子炉冷却系統施設	非常用冷却設備	炉心スプレイ系																																
		低圧注水系																																
		高圧注水系																																
		原子炉隔離時冷却系																																
	その他の主要な事項	原子炉停止時冷却系																																
		原子炉補機冷却系																																
計測制御系統施設	計装	核計装																																
		その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動水圧力などの計装装置)																																
	安全保護回路	原子炉停止回路																																
		その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報表示, 連動回路, 選択制御棒そう入機構)																																
	制御設備	制御材																																
		制御材駆動設備																																
	非常用制御設備	液体毒物注入系																																
その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ																																	
	再循環流量制御装置																																	
	初圧調整装置																																	

注) 下線及び点線枠は, 補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																													
追加	四		<p style="text-align: center;">第4-2表 廃止措置対象施設(3/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 20%;">設備等の区分</th> <th style="width: 65%;">設備(建物)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>空気抽出器排ガス系</td> </tr> <tr> <td>軸封蒸気排ガス系</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="8">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>機器ドレン系<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>床ドレン・再生廃液系<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>床ドレン・化学廃液系<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>ランドリ・ドレン系<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>2号炉復水器冷却水放水口<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="8">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ランドリ・ドレン濃縮廃液タンク<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂タンク</td> </tr> <tr> <td>フィルタ・スラッジ貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物処理設備<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>減容機<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵所<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉共用                  ※2：1号及び2号炉一部共用                  ※3：1号，2号及び3号炉共用                  ※4：1号，2号及び3号炉一部共用</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系	軸封蒸気排ガス系	排気筒	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系 <sup>※1</sup>	床ドレン・再生廃液系 <sup>※1</sup>	床ドレン・化学廃液系 <sup>※1</sup>	ランドリ・ドレン系 <sup>※1</sup>	シャワ・ドレン系 <sup>※1</sup>	復水器冷却水放水口 <sup>※1</sup>	2号炉復水器冷却水放水口 <sup>※3</sup>	濃縮廃液貯蔵タンク	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	ランドリ・ドレン濃縮廃液タンク <sup>※1</sup>	廃樹脂タンク	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	ドラム詰装置 <sup>※2</sup>	雑固体廃棄物焼却設備 <sup>※3</sup>	雑固体廃棄物処理設備 <sup>※3</sup>	減容機 <sup>※1</sup>	サイトバンカ <sup>※3</sup>	固体廃棄物貯蔵所 <sup>※3</sup>	<p>・廃止措置対象施設の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称																															
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系																															
		軸封蒸気排ガス系																															
		排気筒																															
液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系 <sup>※1</sup>																															
		床ドレン・再生廃液系 <sup>※1</sup>																															
		床ドレン・化学廃液系 <sup>※1</sup>																															
		ランドリ・ドレン系 <sup>※1</sup>																															
		シャワ・ドレン系 <sup>※1</sup>																															
		復水器冷却水放水口 <sup>※1</sup>																															
		2号炉復水器冷却水放水口 <sup>※3</sup>																															
		濃縮廃液貯蔵タンク																															
固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	ランドリ・ドレン濃縮廃液タンク <sup>※1</sup>																															
		廃樹脂タンク																															
		フィルタ・スラッジ貯蔵タンク																															
		ドラム詰装置 <sup>※2</sup>																															
		雑固体廃棄物焼却設備 <sup>※3</sup>																															
		雑固体廃棄物処理設備 <sup>※3</sup>																															
		減容機 <sup>※1</sup>																															
		サイトバンカ <sup>※3</sup>																															
固体廃棄物貯蔵所 <sup>※3</sup>																																	

注) 下線及び点線枠は，補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																										
追加	四		<p style="text-align: center;">第4-2表 廃止措置対象施設(4/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 20%;">設備等の区分</th> <th style="width: 65%;">設備（建物）名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射線管理施設</td> <td rowspan="5">屋内管理用の主要な設備</td> <td>固定のエリア・モニタ及びプロセス・モニタ※4</td> </tr> <tr> <td>分析用放射線測定装置※1</td> </tr> <tr> <td>携帯用及び半固定放射線検出器※3</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室※1</td> </tr> <tr> <td>汚染管理室※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気筒モニタ</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>排水のサンプリング・モニタ</td> </tr> <tr> <td>風向・風速計※3</td> </tr> <tr> <td>野外固定モニタ※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">原子炉格納施設</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他の主要な事項</td> <td>格納容器内ガス濃度制御系</td> </tr> <tr> <td>ドライウェル内ガス冷却装置</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却系</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物常用換気系</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉共用                  ※2：1号及び2号炉一部共用                  ※3：1号，2号及び3号炉共用                  ※4：1号，2号及び3号炉一部共用</p>	施設区分	設備等の区分	設備（建物）名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタ及びプロセス・モニタ※4	分析用放射線測定装置※1	携帯用及び半固定放射線検出器※3	放射線管理室※1	汚染管理室※1	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	排水モニタ	排水のサンプリング・モニタ	風向・風速計※3	野外固定モニタ※3	原子炉格納施設	格納容器	格納容器	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系	ドライウェル内ガス冷却装置	格納容器冷却系	原子炉建物	原子炉建物常用換気系	非常用ガス処理系	<p>・廃止措置対象施設の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備（建物）名称																												
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタ及びプロセス・モニタ※4																												
		分析用放射線測定装置※1																												
		携帯用及び半固定放射線検出器※3																												
		放射線管理室※1																												
		汚染管理室※1																												
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ																												
		排水モニタ																												
		排水のサンプリング・モニタ																												
		風向・風速計※3																												
		野外固定モニタ※3																												
原子炉格納施設	格納容器	格納容器																												
	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系																												
		ドライウェル内ガス冷却装置																												
		格納容器冷却系																												
		原子炉建物																												
		原子炉建物常用換気系																												
		非常用ガス処理系																												

注) 下線及び点線枠は，補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。



島根原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考												
追加	四		<p style="text-align: center;">第 4-2 表 廃止措置対象施設 (5/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 15%;">設備等の区分</th> <th style="width: 70%;">設備 (建物) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">その他原子炉 の附属施設</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">非常用電源設備</td> <td>受電系統※<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">その他主要な事 項</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"></td> <td>サージタンク (処理水受入タンク, 補助サージ・タンク) ※<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>低圧タービン軸封蒸気発生器</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 1 号及び 2 号炉共用            ※ 2 : 1 号及び 2 号炉一部共用            ※ 3 : 1 号, 2 号及び 3 号炉共用            ※ 4 : 1 号, 2 号及び 3 号炉一部共用</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	その他原子炉 の附属施設	非常用電源設備	受電系統※ <sup>1</sup>	ディーゼル発電機	蓄電池	その他主要な事 項		サージタンク (処理水受入タンク, 補助サージ・タンク) ※ <sup>1</sup>	低圧タービン軸封蒸気発生器	<p>・廃止措置対象施設の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称														
その他原子炉 の附属施設	非常用電源設備	受電系統※ <sup>1</sup>														
		ディーゼル発電機														
		蓄電池														
その他主要な事 項		サージタンク (処理水受入タンク, 補助サージ・タンク) ※ <sup>1</sup>														
		低圧タービン軸封蒸気発生器														

注) 下線及び点線枠は, 補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	備考
7	四 第4-1図	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>//// : 周辺監視区域</li> <li>- - - : 敷地境界</li> <li>○ : モニタリングポスト</li> <li>■ : 廃止措置対象施設</li> </ul> <p>注) 図に示す廃止措置対象施設には、2号又は3号炉において使用する共用施設は含まない。</p> <p>第4-1図 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p>	

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	備考
7	四 第4-1図	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>//// : 周辺監視区域</li> <li>- - - : 敷地境界</li> <li>○ : モニタリングポスト</li> </ul> <p>第4-1図 廃止措置対象施設の敷地</p>	<p>・廃止措置対象施設の敷地図への変更</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
10	五 1. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設	1. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設は、 <u>2号又は3号炉において使用する共用施設並びに</u> 放射性物質による汚染のないことを確認した地下建物、地下構造物及び建物基礎を除く <u>すべてである。</u> <u>解体の対象となる施設を第5-1表</u> に示す。	1. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設（以下「 <u>解体対象施設</u> という。）を第5-1表に示す。ただし、放射性物質による汚染のないことを確認した地下建物、地下構造物及び建物基礎を除く。 <u>解体対象施設の配置を第5-1図</u> に示す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読み替えを追記</li> <li>・運転号炉との共用施設の取扱いの明確化（本文四記載）に伴う修正</li> <li>・図の追加に伴う追記</li> </ul>
10	2. 廃止措置の基本方針	2. 廃止措置の基本方針 1号炉の廃止措置は、安全確保を最優先に、次の基本方針の下に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」（以下「原子炉等規制法施行令」という。）、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）等の <u>関連</u> 法令及び「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）等の関係告示の要求を満足するようにする。また、旧原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）」を参考とする。  (中略)	2. 廃止措置の基本方針 1号炉の廃止措置は、安全確保を最優先に、次の基本方針の下に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」（以下「原子炉等規制法施行令」という。）、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）等の <u>関係</u> 法令及び「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）等の関係告示の要求を満足するようにする。また、旧原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）」を参考とする。  (中略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
10	五 2. 廃止措置の基本方針 (つづき)	<p>(2) 放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建物及び構築物は、これらの系統及び設備が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮蔽体としての機能を維持管理する。核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設は、核燃料物質が貯蔵されている間、燃料取扱、臨界防止、冷却浄化等の機能を維持管理する。その他、廃止措置期間中において保安のために必要な原子炉施設は、廃止措置の進捗に応じてその機能及び性能を適切に維持管理する。</p> <p><u>なお、2号又は3号炉において使用する共用施設は、2号又は3号炉にて維持管理する。</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(2) 放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建物及び構築物は、これらの系統及び設備が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮蔽体としての機能を維持管理する。核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設は、核燃料物質が貯蔵されている間、燃料取扱、臨界防止、冷却浄化等の機能を維持管理する。その他、廃止措置期間中において保安のために必要な原子炉施設は、廃止措置の進捗に応じてその機能及び性能を適切に維持管理する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(6) 廃止措置の実施に当たっては、2号及び3号炉の運転に必要な施設(可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。)の機能に影響を及ぼさないことを確認したうえで工事を実施する。また、2号及び3号炉を運転するうえで廃止措置計画の変更が必要となった場合は、変更認可を受ける。</u></p> <p><u>(7) 解体撤去工事に当たっては、隣接する2号炉への影響を防止するために、対象となる機器・配管等の解体撤去が2号炉の必要な機能に影響を及ぼさないことを確認したうえで工事を実施する。</u></p>	<p>・運転号炉との共用施設の取扱いの明確化(本文四記載)に伴う削除</p> <p>・運転号炉の必要な機能に影響を及ぼさないことを確認した上で工事を行うことを明記</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
11	<p>五</p> <p>3. 廃止措置の実施区分</p>	<p>3. 廃止措置の実施区分</p> <p>廃止措置は、汚染状況の調査等の解体撤去工事の準備を行うこと、解体撤去工事に関する経験・実績を蓄積すること、放射線業務従事者の被ばく低減のために放射能の減衰を考慮すること等から、解体工事準備期間、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間、原子炉本体等解体撤去期間、建物等解体撤去期間に区分し、この順序で行う。</p> <p>廃止措置の主な手順を第5-1図に示す。</p> <p>今回の申請では、解体工事準備期間に行う具体的事項について記載する。</p> <p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に実施する放射性物質により汚染された設備の解体撤去工事等については、環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の被ばく低減のため、解体工事準備期間中に実施する施設の汚染状況の調査結果等を踏まえた放射性物質の拡散防止対策、被ばく低減対策等の安全確保対策を定めて実施することとし、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に入るまでに実施する事項を定め、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<p>3. 廃止措置の実施区分</p> <p>廃止措置は、汚染状況の調査等の解体撤去工事の準備を行うこと、解体撤去工事に関する経験・実績を蓄積すること、放射線業務従事者の被ばく低減のために放射能の減衰を考慮すること等から、解体工事準備期間、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間、原子炉本体等解体撤去期間、建物等解体撤去期間に区分し、この順序で行う。</p> <p>廃止措置の主な手順を第5-2図に示す。</p> <p>今回の申請では、解体工事準備期間に行う具体的事項について記載する。</p> <p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に実施する放射性物質により汚染された設備の解体撤去工事等については、環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の被ばく低減のため、解体工事準備期間中に実施する施設の汚染状況の調査結果等を踏まえた放射性物質の拡散防止対策、被ばく低減対策等の安全確保対策を定めて実施することとし、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に入るまでに実施する事項を定め、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<p>・図の追加に伴う図番号の変更</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
12	五 4.1 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策	<p>4.1 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策</p> <p>廃止措置に伴って発生する気体状の放射性物質に対しては、既存の建物、構築物及び換気設備により施設外への漏えい及び拡散防止機能を維持するとともに、この機能が損なわれないように工事方法を計画する。また、工事対象範囲の汚染状況を踏まえ、<u>必要に応じて</u>、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の拡散防止機能を有する装置を導入した工事方法を計画する。</p> <p>廃止措置に伴って発生する液体状の放射性物質に対しても同様に、既存の液体廃棄物の廃棄設備を用いて処理を行うことで施設外への漏えい防止機能を維持するよう工事方法を計画する。</p> <p>施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策が適切に行われていることを確認するため、放射性物質の放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを行う。</p>	<p>4.1 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策</p> <p>廃止措置に伴って発生する気体状の放射性物質に対しては、既存の建物、構築物及び換気設備により施設外への漏えい及び拡散防止機能を維持するとともに、この機能が損なわれないように工事方法を計画する。また、工事対象範囲の汚染状況を踏まえ、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の拡散防止機能を有する装置を導入した工事方法を計画する。</p> <p>廃止措置に伴って発生する液体状の放射性物質に対しても同様に、既存の液体廃棄物の廃棄設備を用いて処理を行うことで施設外への漏えい防止機能を維持するよう工事方法を計画する。</p> <p>施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策が適切に行われていることを確認するため、放射性物質の放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>
13	4.2 放射線業務従事者の被ばく低減対策	<p>4.2 放射線業務従事者の被ばく低減対策</p> <p>外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、<u>必要に応じて</u>、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入及び立入制限を行う。内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、<u>必要に応じて</u>、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機及びマスク等の防護具を用いる。また、外部被ばく又は内部被ばく防止のために、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、<u>必要に応じて</u>、「七 核燃料物質による汚染の除去」に示す汚染の除去を行う。</p> <p>工事の実施に当たっては、作業目標線量を設定し、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、<u>必要に応じて</u>改善策を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。</p>	<p>4.2 放射線業務従事者の被ばく低減対策</p> <p>外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入及び立入制限を行う。内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機及びマスク等の防護具を用いる。また、外部被ばく又は内部被ばく防止のために、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、「七 核燃料物質による汚染の除去」に示す汚染の除去を行う。</p> <p>工事の実施に当たっては、作業目標線量を設定し、工事の進捗に伴い実績線量と比較し改善策を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
13	五 4.3 事故防止対策	<p>4.3 事故防止対策</p> <p>維持管理している廃止措置対象施設並びに <u>2号及び3号炉等の廃止措置対象外施設</u>の機能に影響を及ぼさない工事方法を計画する。</p> <p>地震、台風等の自然事象に備え、内包する有意な汚染を除去するまで、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮蔽体として建物等の機能が損なわれないようにする。</p> <p>火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>なお、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管温度の上昇が燃料の健全性に影響を与えることはないと評価していることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故対策設備は不要である。</p>	<p>4.3 事故防止対策</p> <p>維持管理している廃止措置対象施設並びに <u>2号及び3号炉の運転に必要な施設(可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。)</u>の機能に影響を及ぼさない工事方法を計画する。</p> <p>地震、台風等の自然事象に備え、内包する有意な汚染を除去するまで、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮蔽体として建物等の機能が損なわれないようにする。</p> <p>火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>なお、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管温度の上昇が燃料の健全性に影響を与えることはないと評価していることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故対策設備は不要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2. 廃止措置の基本方針」に合わせた修正</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。



島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
14	五 5.1 解体工事準備期間	<p>5.1 解体工事準備期間</p> <p>解体工事準備期間では、<u>第5-1図</u>に示すとおり、核燃料物質の搬出、汚染状況の調査、核燃料物質による汚染の除去、安全貯蔵及び管理区域外の設備の解体撤去を実施する。</p> <p>核燃料物質の搬出は、輸送容器の手配等、搬出のために必要な準備が整ってから着手し、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等の解体撤去に着手するまでに、1号炉からすべての核燃料物質の搬出を完了させる。核燃料物質の搬出に係る具体的事項は、「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」に示す。</p> <p>汚染状況の調査は、施設周辺の一般公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するように適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定するため並びに解体撤去工事に伴って発生する放射性固体廃棄物発生量の評価精度の向上を図るために実施する。汚染状況の調査に当たって、放射線測定等のために1号炉内の設備等から代表試料の採取を行う場合は、1号炉の保安のために必要な機能等に影響を与えないことを確認したうえで着手する。汚染状況の調査は、解体撤去工法及び解体撤去手順を策定するまでに完了させ、汚染の分布評価に必要な情報を揃える。<u>具体的な汚染状況の調査方法については、「添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」に示す。</u></p> <p>(中略)</p> <p>これら解体工事準備期間中に行う作業を実施している間、原子炉施設のうち、建物及び構築物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、電源設備、その他の安全確保上必要な設備の必要な機能を維持管理する。<u>具体的な維持管理の方法は、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す。</u></p>	<p>5.1 解体工事準備期間</p> <p>解体工事準備期間では、<u>第5-2図</u>に示すとおり、核燃料物質の搬出、汚染状況の調査、核燃料物質による汚染の除去、安全貯蔵及び管理区域外の設備の解体撤去を実施する。</p> <p>核燃料物質の搬出は、輸送容器の手配等、搬出のために必要な準備が整ってから着手し、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等の解体撤去に着手するまでに、1号炉からすべての核燃料物質の搬出を完了させる。核燃料物質の搬出に係る具体的事項は、「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」に示す。</p> <p>汚染状況の調査は、施設周辺の一般公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するように適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定するため並びに解体撤去工事に伴って発生する放射性固体廃棄物発生量の評価精度の向上を図るために実施する。<u>調査は、放射化汚染及び二次的な汚染に区分して行い、実績のある汎用計算コードを用いた計算、代表試料を採取しての放射線測定等の方法により、1号炉に残存する放射性物質の核種組成、放射線量及び分布を評価する。</u>汚染状況の調査に当たって、放射線測定等のために1号炉内の設備等から代表試料の採取を行う場合は、1号炉の保安のために必要な機能等に影響を与えないことを確認したうえで着手する。汚染状況の調査は、解体撤去工法及び解体撤去手順を策定するまでに完了させ、汚染の分布評価に必要な情報を揃える。</p> <p>(中略)</p> <p>これら解体工事準備期間中に行う作業を実施している間、原子炉施設のうち、建物及び構築物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、電源設備、その他の安全確保上必要な設備の必要な機能を維持管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図の追加に伴う図番号の変更</li> <li>・汚染状況の調査方法の明確化</li> <li>・調査方法の明記に伴う削除</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
15	五 5.2 原子炉本体周 辺設備等解体 撤去期間以降	<p>5.2 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p>(1) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間では、供用を終了した設備のうち、管理区域内にある放射性物質により汚染された設備（原子炉本体を除く）の解体撤去に着手するとともに、原子炉本体の解体に向けた準備工事を行う。また、核燃料物質の搬出、安全貯蔵及び管理区域外の設備の解体撤去を継続して実施するとともに、必要に応じて核燃料物質による汚染の除去を実施する。</p> <p>(2) 原子炉本体等解体撤去期間 原子炉本体等解体撤去期間では、放射能レベルの比較的高い原子炉本体の解体撤去に着手する。また、解体工事準備期間に着手した管理区域外の設備の解体撤去及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に着手した管理区域内の設備の解体撤去を継続して実施するとともに、必要に応じて核燃料物質による汚染の除去を実施する。</p>	<p>5.2 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p>(1) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間では、供用を終了した設備のうち、管理区域内にある放射性物質により汚染された設備（原子炉本体を除く）の解体撤去に着手するとともに、原子炉本体の解体に向けた準備工事を行う。<u>解体撤去は、熱的切断又は機械的切断により行う。具体的な工法は、解体する機器の構造及び汚染状況、解体に使用する工具の使用条件、解体に伴い発生する放射性粉じんの影響等を考慮し選定する。</u>また、核燃料物質の搬出、安全貯蔵及び管理区域外の設備の解体撤去を継続して実施するとともに、必要に応じて核燃料物質による汚染の除去を実施する。</p> <p>(2) 原子炉本体等解体撤去期間 原子炉本体等解体撤去期間では、放射能レベルの比較的高い原子炉本体の解体撤去に着手する。<u>解体撤去は、熱的切断又は機械的切断により行う。具体的な工法は、解体する機器の構造及び汚染状況、解体に使用する工具の使用条件、解体に伴い発生する放射性粉じんの影響等を考慮し選定する。特に放射能レベルの高い炉心支持構造物等の解体においては、遠隔操作による水中での切断等、被ばく低減を考慮した工法を採用する。</u>また、解体工事準備期間に着手した管理区域外の設備の解体撤去及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に着手した管理区域内の設備の解体撤去を継続して実施するとともに、必要に応じて核燃料物質による汚染の除去を実施する。</p>	<p>・具体的な解体方法を追記</p> <p>・具体的な解体方法を追記</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
15	五 5.2 原子炉本体周 辺設備等解体 撤去期間以降 (つづき)	<p>(3) 建物等解体撤去期間</p> <p>建物等解体撤去期間では、供用を終了する放射性廃棄物の廃棄施設、換気設備、その他解体の対象とするすべての設備、建物等の解体撤去を行う。</p> <p>汚染した設備の撤去後、建物内に残っている汚染をはつり等の方法で除去する。施設内の汚染を除去した後、汚染状況を確認したうえで管理区域を順次解除する。</p> <p>管理区域を解除した後、解体の対象とする建物を解体撤去する。</p> <p>核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄を終了した後、廃止措置を終了する。</p>	<p>(3) 建物等解体撤去期間</p> <p>建物等解体撤去期間では、供用を終了する放射性廃棄物の廃棄施設、換気設備、その他解体の対象とするすべての設備、建物等の解体撤去を行う。</p> <p>汚染した設備の撤去後、建物内に残っている汚染をはつり等の方法で除去する。施設内の汚染を除去した後、汚染状況を確認したうえで管理区域を順次解除する。</p> <p>管理区域を解除した後、解体の対象とする建物を解体撤去する。<u>建物の解体は、圧砕機やブレーカ等を用いて行う。</u></p> <p>核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄を終了した後、廃止措置を終了する。</p>	<p>・具体的な解体方法を追記</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																																																																		
17	五 第5-1表	<p>第5-1表 <u>解体の対象となる施設</u> (1/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建物)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体※<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線遮蔽体</td> <td rowspan="3"></td> <td>原子炉容器の外側の遮蔽壁</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル外周の壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物外壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設 備</td> <td>燃料取替機(1号炉原子炉建物 内)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物天井クレーン(1号炉 原子炉建物内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設 備</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備(1号炉原子 炉建物内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="9">1次冷却設備</td> <td>冷却材再循環系</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> </tr> <tr> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>主復水器</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> </tr> <tr> <td>給水系</td> </tr> <tr> <td>復水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>復水脱塩装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 燃料集合体は、再処理事業者又は加工業者に譲渡す。 注) 汚染のないことを確認した地下建物、地下構造物及び建物基礎を 除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体※ <sup>1</sup>	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体		原子炉容器の外側の遮蔽壁	ドライウエル外周の壁	原子炉建物外壁	核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取扱設 備	燃料取替機(1号炉原子炉建物 内)	原子炉建物天井クレーン(1号炉 原子炉建物内)	核燃料物質貯蔵設 備	新燃料貯蔵庫	使用済燃料貯蔵設備(1号炉原子 炉建物内)	原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系	原子炉冷却材浄化系	主蒸気系	タービン	主復水器	タービン・バイパス系	給水系	復水ポンプ	復水脱塩装置	<p>第5-1表 <u>解体対象施設</u> (1/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建物)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体※<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線遮蔽体</td> <td rowspan="3"></td> <td>原子炉容器の外側の遮蔽壁</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル外周の壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物外壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設 備</td> <td>燃料取替機(1号炉原子炉建物 内)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物天井クレーン(1号炉 原子炉建物内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設 備</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備(1号炉原子 炉建物内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="9">1次冷却設備</td> <td>冷却材再循環系</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> </tr> <tr> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>主復水器</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> </tr> <tr> <td>給水系</td> </tr> <tr> <td>復水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>復水脱塩装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 燃料集合体は、再処理事業者又は加工業者に譲渡す。 <u>※2: 1号及び2号炉共用</u> 注) 汚染のないことを確認した地下建物、地下構造物及び建物基礎を除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体※ <sup>1</sup>	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体		原子炉容器の外側の遮蔽壁	ドライウエル外周の壁	原子炉建物外壁	核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取扱設 備	燃料取替機(1号炉原子炉建物 内)	原子炉建物天井クレーン(1号炉 原子炉建物内)	核燃料物質貯蔵設 備	新燃料貯蔵庫	使用済燃料貯蔵設備(1号炉原子 炉建物内)	原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系	原子炉冷却材浄化系	主蒸気系	タービン	主復水器	タービン・バイパス系	給水系	復水ポンプ	復水脱塩装置	<p>・読み替えに伴う修正</p> <p>・共用施設の記載方法の 変更</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称																																																																				
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																				
	燃料体	燃料集合体※ <sup>1</sup>																																																																				
	原子炉容器	原子炉容器																																																																				
	放射線遮蔽体		原子炉容器の外側の遮蔽壁																																																																			
ドライウエル外周の壁																																																																						
原子炉建物外壁																																																																						
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取扱設 備	燃料取替機(1号炉原子炉建物 内)																																																																				
		原子炉建物天井クレーン(1号炉 原子炉建物内)																																																																				
	核燃料物質貯蔵設 備	新燃料貯蔵庫																																																																				
		使用済燃料貯蔵設備(1号炉原子 炉建物内)																																																																				
原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系																																																																				
		原子炉冷却材浄化系																																																																				
		主蒸気系																																																																				
		タービン																																																																				
		主復水器																																																																				
		タービン・バイパス系																																																																				
		給水系																																																																				
		復水ポンプ																																																																				
		復水脱塩装置																																																																				
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称																																																																				
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																				
	燃料体	燃料集合体※ <sup>1</sup>																																																																				
	原子炉容器	原子炉容器																																																																				
	放射線遮蔽体		原子炉容器の外側の遮蔽壁																																																																			
ドライウエル外周の壁																																																																						
原子炉建物外壁																																																																						
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取扱設 備	燃料取替機(1号炉原子炉建物 内)																																																																				
		原子炉建物天井クレーン(1号炉 原子炉建物内)																																																																				
	核燃料物質貯蔵設 備	新燃料貯蔵庫																																																																				
		使用済燃料貯蔵設備(1号炉原子 炉建物内)																																																																				
原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系																																																																				
		原子炉冷却材浄化系																																																																				
		主蒸気系																																																																				
		タービン																																																																				
		主復水器																																																																				
		タービン・バイパス系																																																																				
		給水系																																																																				
		復水ポンプ																																																																				
		復水脱塩装置																																																																				

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																																																						
18	五 第5-1表	<p>第5-1表 <u>解体の対象となる施設</u>(2/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建物)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="4">非常用冷却設備</td> <td>炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系</td> </tr> <tr> <td>高圧注水系</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉停止時冷却系 原子炉補機冷却系</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">計測制御系統 施設</td> <td rowspan="2">計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動水圧力などの計装装置)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報表示, 連動回路, 選択制御棒そう入機構)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>非常用制御設備</td> <td>液体毒物注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>制御棒価値ミニマイザ</td> </tr> <tr> <td>再循環流量制御装置</td> </tr> <tr> <td>初圧調整装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 汚染のないことを確認した地下建物, 地下構造物及び建物基礎を除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	原子炉冷却系 統施設	非常用冷却設備	炉心スプレイ系	低圧注水系	高圧注水系	原子炉隔離時冷却系	その他の主要な事項	原子炉停止時冷却系 原子炉補機冷却系	計測制御系統 施設	計装	核計装	その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動水圧力などの計装装置)	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報表示, 連動回路, 選択制御棒そう入機構)	制御設備	制御材	制御材駆動設備	非常用制御設備	液体毒物注入系	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	再循環流量制御装置	初圧調整装置	<p>第5-1表 <u>解体対象施設</u>(2/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建物)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="4">非常用冷却設備</td> <td>炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系</td> </tr> <tr> <td>高圧注水系</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉停止時冷却系 原子炉補機冷却系</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">計測制御系統 施設</td> <td rowspan="2">計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動水圧力などの計装装置)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報表示, 連動回路, 選択制御棒そう入機構)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>非常用制御設備</td> <td>液体毒物注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>制御棒価値ミニマイザ</td> </tr> <tr> <td>再循環流量制御装置</td> </tr> <tr> <td>初圧調整装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: <u>燃料集合体は, 再処理事業者又は加工業者に譲渡す。</u>          ※2: <u>1号及び2号炉共用</u>          注) 汚染のないことを確認した地下建物, 地下構造物及び建物基礎を除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	原子炉冷却系 統施設	非常用冷却設備	炉心スプレイ系	低圧注水系	高圧注水系	原子炉隔離時冷却系	その他の主要な事項	原子炉停止時冷却系 原子炉補機冷却系	計測制御系統 施設	計装	核計装	その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動水圧力などの計装装置)	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報表示, 連動回路, 選択制御棒そう入機構)	制御設備	制御材	制御材駆動設備	非常用制御設備	液体毒物注入系	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	再循環流量制御装置	初圧調整装置	<p>・読み替えに伴う修正</p> <p>・記載の適正化          ・共用施設の記載方法の変更</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称																																																								
原子炉冷却系 統施設	非常用冷却設備	炉心スプレイ系																																																								
		低圧注水系																																																								
		高圧注水系																																																								
		原子炉隔離時冷却系																																																								
	その他の主要な事項	原子炉停止時冷却系 原子炉補機冷却系																																																								
計測制御系統 施設	計装	核計装																																																								
		その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動水圧力などの計装装置)																																																								
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																								
		その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報表示, 連動回路, 選択制御棒そう入機構)																																																								
	制御設備	制御材																																																								
		制御材駆動設備																																																								
	非常用制御設備	液体毒物注入系																																																								
その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ																																																									
	再循環流量制御装置																																																									
	初圧調整装置																																																									
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称																																																								
原子炉冷却系 統施設	非常用冷却設備	炉心スプレイ系																																																								
		低圧注水系																																																								
		高圧注水系																																																								
		原子炉隔離時冷却系																																																								
	その他の主要な事項	原子炉停止時冷却系 原子炉補機冷却系																																																								
計測制御系統 施設	計装	核計装																																																								
		その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動水圧力などの計装装置)																																																								
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																								
		その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報表示, 連動回路, 選択制御棒そう入機構)																																																								
	制御設備	制御材																																																								
		制御材駆動設備																																																								
	非常用制御設備	液体毒物注入系																																																								
その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ																																																									
	再循環流量制御装置																																																									
	初圧調整装置																																																									

注) 下線及び点線枠は, 補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																																																				
19	五 第5-1表	<p>第5-1表 <u>解体の対象となる施設</u>(3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建物)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>空気抽出器排ガス系</td> </tr> <tr> <td>軸封蒸気排ガス系</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>機器ドレン系(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))</td> </tr> <tr> <td>床ドレン・再生廃液系(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>廃樹脂タンク</td> </tr> <tr> <td>フィルタ・スラッジ貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置(セメント固化式)</td> </tr> <tr> <td>減容機(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>固定のエリア・モニタ及びプロセス・モニタ</td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>排水のサンプリング・モニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 汚染のないことを確認した地下建物, 地下構造物及び建物基礎を除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系	軸封蒸気排ガス系	排気筒	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))	床ドレン・再生廃液系(1号及び2号炉共用)	シャワ・ドレン系(1号及び2号炉共用)	復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク	廃樹脂タンク	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	ドラム詰装置(セメント固化式)	減容機(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタ及びプロセス・モニタ	排気筒モニタ	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ	排水のサンプリング・モニタ	<p>第5-1表 <u>解体対象施設</u>(3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建物)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>空気抽出器排ガス系</td> </tr> <tr> <td>軸封蒸気排ガス系</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>機器ドレン系(1号炉建物内)※2</td> </tr> <tr> <td>床ドレン・再生廃液系※2</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系※2</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>廃樹脂タンク</td> </tr> <tr> <td>フィルタ・スラッジ貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置(セメント固化式)</td> </tr> <tr> <td>減容機(1号炉建物内)※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>固定のエリア・モニタ及びプロセス・モニタ(1号炉建物内)</td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>排水のサンプリング・モニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 燃料集合体は, 再処理事業者又は加工業者に譲渡す。          ※2: 1号及び2号炉共用</p> <p>注) 汚染のないことを確認した地下建物, 地下構造物及び建物基礎を除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系	軸封蒸気排ガス系	排気筒	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系(1号炉建物内)※2	床ドレン・再生廃液系※2	シャワ・ドレン系※2	復水器冷却水放水口※2	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク	廃樹脂タンク	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	ドラム詰装置(セメント固化式)	減容機(1号炉建物内)※2	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタ及びプロセス・モニタ(1号炉建物内)	排気筒モニタ	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ	排水のサンプリング・モニタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読み替えに伴う修正</li> <li>・共用施設の記載方法の変更</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・共用施設の記載方法の変更</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称																																																						
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系																																																						
		軸封蒸気排ガス系																																																						
		排気筒																																																						
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))																																																						
		床ドレン・再生廃液系(1号及び2号炉共用)																																																						
		シャワ・ドレン系(1号及び2号炉共用)																																																						
		復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)																																																						
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク																																																						
		廃樹脂タンク																																																						
		フィルタ・スラッジ貯蔵タンク																																																						
		ドラム詰装置(セメント固化式)																																																						
		減容機(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))																																																						
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタ及びプロセス・モニタ																																																						
		排気筒モニタ																																																						
	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ																																																						
		排水のサンプリング・モニタ																																																						
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称																																																						
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系																																																						
		軸封蒸気排ガス系																																																						
		排気筒																																																						
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系(1号炉建物内)※2																																																						
		床ドレン・再生廃液系※2																																																						
		シャワ・ドレン系※2																																																						
		復水器冷却水放水口※2																																																						
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク																																																						
		廃樹脂タンク																																																						
		フィルタ・スラッジ貯蔵タンク																																																						
		ドラム詰装置(セメント固化式)																																																						
		減容機(1号炉建物内)※2																																																						
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタ及びプロセス・モニタ(1号炉建物内)																																																						
		排気筒モニタ																																																						
	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ																																																						
		排水のサンプリング・モニタ																																																						

注) 下線及び点線枠は, 補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																																								
20	五 第5-1表	<p>第5-1表 <u>解体の対象となる施設</u> (4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建物)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">原子炉格納施設</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他の主要な事項</td> <td>格納容器内ガス濃度制御系</td> </tr> <tr> <td>ドライウェル内ガス冷却装置</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却系</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物常用換気系</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要な事項</td> <td>サージタンク(補助サージ・タンク)</td> </tr> <tr> <td>低圧タービン軸封蒸気発生器</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 汚染のないことを確認した地下建物, 地下構造物及び建物基礎を除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	原子炉格納施設	格納容器	格納容器	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系	ドライウェル内ガス冷却装置	格納容器冷却系	原子炉建物	原子炉建物常用換気系	非常用ガス処理系	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	蓄電池	その他主要な事項	サージタンク(補助サージ・タンク)	低圧タービン軸封蒸気発生器	<p>第5-1表 <u>解体対象施設</u> (4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建物)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">原子炉格納施設</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他の主要な事項</td> <td>格納容器内ガス濃度制御系</td> </tr> <tr> <td>ドライウェル内ガス冷却装置</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却系</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物常用換気系</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要な事項</td> <td>サージタンク(補助サージ・タンク) ※2</td> </tr> <tr> <td>低圧タービン軸封蒸気発生器</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: <u>燃料集合体は, 再処理事業者又は加工業者に譲渡す。</u></p> <p>※2: <u>1号及び2号炉共用</u></p> <p>注) 汚染のないことを確認した地下建物, 地下構造物及び建物基礎を除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	原子炉格納施設	格納容器	格納容器	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系	ドライウェル内ガス冷却装置	格納容器冷却系	原子炉建物	原子炉建物常用換気系	非常用ガス処理系	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	蓄電池	その他主要な事項	サージタンク(補助サージ・タンク) ※2	低圧タービン軸封蒸気発生器	<p>・読み替えに伴う修正</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・共用施設の記載方法の変更</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称																																										
原子炉格納施設	格納容器	格納容器																																										
	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系																																										
		ドライウェル内ガス冷却装置																																										
		格納容器冷却系																																										
		原子炉建物																																										
		原子炉建物常用換気系																																										
		非常用ガス処理系																																										
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機																																										
		蓄電池																																										
	その他主要な事項	サージタンク(補助サージ・タンク)																																										
		低圧タービン軸封蒸気発生器																																										
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称																																										
原子炉格納施設	格納容器	格納容器																																										
	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系																																										
		ドライウェル内ガス冷却装置																																										
		格納容器冷却系																																										
		原子炉建物																																										
		原子炉建物常用換気系																																										
		非常用ガス処理系																																										
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機																																										
		蓄電池																																										
	その他主要な事項	サージタンク(補助サージ・タンク) ※2																																										
		低圧タービン軸封蒸気発生器																																										

注) 下線及び点線枠は, 補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前							備考																		
21	五 第5-2表	<p style="text-align: center;">第5-2表 解体工事準備期間中における解体撤去工事の方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="611 590 804 674" rowspan="2">件名</th> <th data-bbox="804 590 964 674" rowspan="2">場所</th> <th colspan="2" data-bbox="964 590 1285 625">主な対象施設<sup>※1</sup></th> <th data-bbox="1285 590 1478 674" rowspan="2">着手要件</th> <th data-bbox="1478 590 1724 674" rowspan="2">工事内容</th> <th data-bbox="1724 590 2151 674" rowspan="2">安全確保対策</th> <th data-bbox="2151 590 2347 674" rowspan="2">完了要件</th> </tr> <tr> <th data-bbox="964 625 1121 674">施設名称</th> <th data-bbox="1121 625 1285 674">設備名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="611 674 804 1293">管理区域外の設備の解体撤去</td> <td data-bbox="804 674 964 1293">管理区域外</td> <td data-bbox="964 674 1121 1293">原子炉格納施設</td> <td data-bbox="1121 674 1285 1293">格納容器内ガス濃度制御系</td> <td data-bbox="1285 674 1478 1293">対象設備が供用を終了していること。</td> <td data-bbox="1478 674 1724 1293"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁操作等により、対象外の機器・配管類との隔離を行う。</li> <li>・工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、解体撤去を行う。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1724 674 2151 1293"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理している廃止措置対象施設並びに <u>2号及び3号炉等の廃止措置対象外施設</u>の機能に影響を及ぼさない工事方法を計画する。</li> <li>・火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</li> <li>・一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石綿等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回転工具取扱対策等を講じる。</li> </ul> </td> <td data-bbox="2151 674 2347 1293">対象となる設備の解体撤去が完了すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第5-1表に示す施設のうち、解体撤去の対象となる施設を示す。</p>							件名	場所	主な対象施設 <sup>※1</sup>		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件	施設名称	設備名称	管理区域外の設備の解体撤去	管理区域外	原子炉格納施設	格納容器内ガス濃度制御系	対象設備が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁操作等により、対象外の機器・配管類との隔離を行う。</li> <li>・工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、解体撤去を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理している廃止措置対象施設並びに <u>2号及び3号炉等の廃止措置対象外施設</u>の機能に影響を及ぼさない工事方法を計画する。</li> <li>・火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</li> <li>・一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石綿等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回転工具取扱対策等を講じる。</li> </ul>	対象となる設備の解体撤去が完了すること。	
件名	場所	主な対象施設 <sup>※1</sup>		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件																				
		施設名称	設備名称																								
管理区域外の設備の解体撤去	管理区域外	原子炉格納施設	格納容器内ガス濃度制御系	対象設備が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁操作等により、対象外の機器・配管類との隔離を行う。</li> <li>・工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、解体撤去を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理している廃止措置対象施設並びに <u>2号及び3号炉等の廃止措置対象外施設</u>の機能に影響を及ぼさない工事方法を計画する。</li> <li>・火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</li> <li>・一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石綿等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回転工具取扱対策等を講じる。</li> </ul>	対象となる設備の解体撤去が完了すること。																				

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。



島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後							備考																		
21	五 第5-2表	<p style="text-align: center;">第5-2表 解体工事準備期間中における解体撤去工事の方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="617 548 804 632" rowspan="2">件名</th> <th data-bbox="804 548 961 632" rowspan="2">場所</th> <th colspan="2" data-bbox="961 548 1288 590">主な対象施設※1</th> <th data-bbox="1288 548 1478 632" rowspan="2">着手要件</th> <th data-bbox="1478 548 1724 632" rowspan="2">工事内容</th> <th data-bbox="1724 548 2160 632" rowspan="2">安全確保対策</th> <th data-bbox="2160 548 2347 632" rowspan="2">完了要件</th> </tr> <tr> <th data-bbox="961 590 1124 632">施設名称</th> <th data-bbox="1124 590 1288 632">設備名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="617 632 804 1276">管理区域外の設備の解体撤去</td> <td data-bbox="804 632 961 1276">管理区域外</td> <td data-bbox="961 632 1124 1276">原子炉格納施設</td> <td data-bbox="1124 632 1288 1276">格納容器内ガス濃度制御系</td> <td data-bbox="1288 632 1478 1276">対象設備が供用を終了していること。</td> <td data-bbox="1478 632 1724 1276"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁操作等により、対象外の機器・配管類との隔離を行う。</li> <li>・工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、解体撤去を行う。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1724 632 2160 1276"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理している廃止措置対象施設並びに <u>2号及び3号炉の運転に必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。）</u>の機能に影響を及ぼさない工事方法を計画する。</li> <li>・火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</li> <li>・一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石綿等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回転工具取扱対策等を講じる。</li> </ul> </td> <td data-bbox="2160 632 2347 1276">対象となる設備の解体撤去が完了すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第5-1表に示す施設のうち、解体撤去の対象となる施設を示す。</p>							件名	場所	主な対象施設※1		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件	施設名称	設備名称	管理区域外の設備の解体撤去	管理区域外	原子炉格納施設	格納容器内ガス濃度制御系	対象設備が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁操作等により、対象外の機器・配管類との隔離を行う。</li> <li>・工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、解体撤去を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理している廃止措置対象施設並びに <u>2号及び3号炉の運転に必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。）</u>の機能に影響を及ぼさない工事方法を計画する。</li> <li>・火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</li> <li>・一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石綿等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回転工具取扱対策等を講じる。</li> </ul>	対象となる設備の解体撤去が完了すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2. 廃止措置の基本方針」に合わせた修正</li> </ul>
件名	場所	主な対象施設※1		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件																				
		施設名称	設備名称																								
管理区域外の設備の解体撤去	管理区域外	原子炉格納施設	格納容器内ガス濃度制御系	対象設備が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁操作等により、対象外の機器・配管類との隔離を行う。</li> <li>・工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、解体撤去を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理している廃止措置対象施設並びに <u>2号及び3号炉の運転に必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。）</u>の機能に影響を及ぼさない工事方法を計画する。</li> <li>・火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</li> <li>・一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石綿等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回転工具取扱対策等を講じる。</li> </ul>	対象となる設備の解体撤去が完了すること。																				

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	備考
追加	五		

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	備考
追加	五	<p style="text-align: center;">第5-1図 解体対象施設の配置</p>	<p>・解体対象施設の配置図を追加</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	備考																																				
22	五 第5-1図	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">解体工事準備期間</th> <th style="width: 25%;">原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間</th> <th style="width: 25%;">原子炉本体等解体撤去期間</th> <th style="width: 25%;">建物等解体撤去期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">安全貯蔵</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">原子炉本体の 解体準備</td> <td style="text-align: center;">原子炉本体解体撤去</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">汚染状況の調査</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">管理区域内の設備の解体撤去※1</td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性廃棄物廃棄設備, 換気設備等の解体撤去</li> <li>・管理区域解除</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">核燃料物質の搬出</td> <td style="text-align: center;">核燃料物質の取扱施設及び 貯蔵施設等の解体撤去</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">管理区域外の設備の解体撤去</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">核燃料物質による汚染の除去</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">放射性廃棄物の処理処分</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">建物及び構築物の解体撤去</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉本体，核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等，個別に記載している設備を除く。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5-1図</b> 廃止措置の主な手順</p>	解体工事準備期間	原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間	原子炉本体等解体撤去期間	建物等解体撤去期間	安全貯蔵					原子炉本体の 解体準備	原子炉本体解体撤去		汚染状況の調査	管理区域内の設備の解体撤去※1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性廃棄物廃棄設備, 換気設備等の解体撤去</li> <li>・管理区域解除</li> </ul>		核燃料物質の搬出	核燃料物質の取扱施設及び 貯蔵施設等の解体撤去		管理区域外の設備の解体撤去				核燃料物質による汚染の除去				放射性廃棄物の処理処分				建物及び構築物の解体撤去				
解体工事準備期間	原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間	原子炉本体等解体撤去期間	建物等解体撤去期間																																				
安全貯蔵																																							
	原子炉本体の 解体準備	原子炉本体解体撤去																																					
汚染状況の調査	管理区域内の設備の解体撤去※1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性廃棄物廃棄設備, 換気設備等の解体撤去</li> <li>・管理区域解除</li> </ul>																																				
	核燃料物質の搬出	核燃料物質の取扱施設及び 貯蔵施設等の解体撤去																																					
管理区域外の設備の解体撤去																																							
核燃料物質による汚染の除去																																							
放射性廃棄物の処理処分																																							
建物及び構築物の解体撤去																																							

注) 下線及び点線枠は，補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	備考																								
22	五 第5-1図	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">解体工事準備期間</th> <th style="width: 25%;">原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間</th> <th style="width: 25%;">原子炉本体等解体撤去期間</th> <th style="width: 25%;">建物等解体撤去期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">安全貯蔵</td> <td rowspan="2">原子炉本体解体撤去</td> <td rowspan="5">建物及び構築物の解体撤去</td> </tr> <tr> <td>汚染状況の調査</td> <td>原子炉本体の解体準備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">核燃料物質の搬出</td> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等の解体撤去</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管理区域内の設備の解体撤去※1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管理区域外の設備の解体撤去</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物廃棄設備、換気設備等の解体撤去 ・管理区域解除</td> </tr> <tr> <td colspan="2">核燃料物質による汚染の除去</td> </tr> <tr> <td colspan="4">放射性廃棄物の処理処分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉本体，核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等，個別に記載している設備を除く。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5-2図</b> 廃止措置の主な手順</p>	解体工事準備期間	原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間	原子炉本体等解体撤去期間	建物等解体撤去期間	安全貯蔵		原子炉本体解体撤去	建物及び構築物の解体撤去	汚染状況の調査	原子炉本体の解体準備	核燃料物質の搬出		核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等の解体撤去	管理区域内の設備の解体撤去※1		管理区域外の設備の解体撤去		放射性廃棄物廃棄設備、換気設備等の解体撤去 ・管理区域解除	核燃料物質による汚染の除去		放射性廃棄物の処理処分				<p>・図の追加に伴う図番号の変更</p>
解体工事準備期間	原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間	原子炉本体等解体撤去期間	建物等解体撤去期間																								
安全貯蔵		原子炉本体解体撤去	建物及び構築物の解体撤去																								
汚染状況の調査	原子炉本体の解体準備																										
核燃料物質の搬出		核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等の解体撤去																									
管理区域内の設備の解体撤去※1																											
管理区域外の設備の解体撤去		放射性廃棄物廃棄設備、換気設備等の解体撤去 ・管理区域解除																									
核燃料物質による汚染の除去																											
放射性廃棄物の処理処分																											

注) 下線及び点線枠は，補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
23	<p>六</p> <p>2. 核燃料物質の管理</p>	<p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵中の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵するか、又は2号炉原子炉建物原子炉棟内へ運搬し、一時的に同建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）（1号及び2号炉共用）に貯蔵する。1号炉原子炉建物内における使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設で行うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱、臨界防止、冷却浄化等の機能を有する既設の設備を維持管理する。</p> <p>新燃料のうち1号炉原子炉建物内の新燃料貯蔵庫に貯蔵している燃料は、譲渡しまでの期間、1号炉原子炉建物内の新燃料貯蔵庫に貯蔵する。また、1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵している新燃料は、譲渡しまでの期間、1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵する。新燃料の取扱い及び貯蔵においては、安全確保のために必要な燃料取扱、臨界防止等の機能を有する既設の設備を維持管理する。なお、新燃料の放射能は低いため、崩壊熱除去及び放射線遮蔽に関しては特別な考慮を要しない。</p> <p>核燃料物質の貯蔵に係る保安上必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵中の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵するか、又は2号炉原子炉建物原子炉棟内へ運搬し、一時的に同建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）（1号及び2号炉共用）に貯蔵する。1号炉原子炉建物内における使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設で行うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱、臨界防止、冷却浄化等の機能を有する既設の設備を維持管理する。<u>2号炉原子炉建物原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）（1号及び2号炉共用）に運搬した使用済燃料は、2号炉にて管理を行う。また、1号炉の使用済燃料のすべてを1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）から搬出した場合は、2号炉原子炉建物原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）（1号及び2号炉共用）は廃止措置対象施設として取り扱わず、1号炉のすべての使用済燃料は廃止措置対象施設から搬出されたものとする。</u></p> <p>新燃料のうち1号炉原子炉建物内の新燃料貯蔵庫に貯蔵している燃料は、譲渡しまでの期間、1号炉原子炉建物内の新燃料貯蔵庫に貯蔵する。また、1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵している新燃料は、譲渡しまでの期間、1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵する。新燃料の取扱い及び貯蔵においては、安全確保のために必要な燃料取扱、臨界防止等の機能を有する既設の設備を維持管理する。なお、新燃料の放射能は低いため、崩壊熱除去及び放射線遮蔽に関しては特別な考慮を要しない。</p> <p>核燃料物質の貯蔵に係る保安上必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号炉に運搬した使用済燃料の管理所掌の明確化</li> <li>・1号炉からすべての使用済燃料を搬出した場合の位置付けを明記</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
23	<p>六</p> <p>3. 核燃料物質の譲渡し</p>	<p>3. 核燃料物質の譲渡し</p> <p>使用済燃料は、再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲渡す。搬出は1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備(燃料プール)から直接、又は2号炉原子炉建物原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備(燃料プール)(1号及び2号炉共用)を経由して行う。譲渡しは、原子炉本体等解体撤去期間の開始までに完了させる。</p> <p>新燃料は、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の開始までに加工施設へ全量搬出し、加工事業者に譲渡す。なお、1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備(燃料プール)に貯蔵している新燃料は、気中で燃料棒の引抜き、除染及び燃料集合体形状への再組立てを行い、<u>新燃料輸送容器に収納又は新燃料貯蔵庫に一時的に貯蔵した後に譲渡す。</u>これらの新燃料の除染作業に当たっては、<u>燃料棒の変形及び損傷の防止並びに臨界防止のため必要な措置を講じる。</u></p> <p>核燃料物質の運搬は、関係法令、関係告示に基づき適切に実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<p>3. 核燃料物質の譲渡し</p> <p>使用済燃料は、再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲渡す。搬出は1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備(燃料プール)から直接、又は2号炉原子炉建物原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備(燃料プール)(1号及び2号炉共用)を経由して行う。譲渡しは、原子炉本体等解体撤去期間の開始までに完了させる。</p> <p>新燃料は、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の開始までに加工施設へ全量搬出し、加工事業者に譲渡す。なお、1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備(燃料プール)に貯蔵している新燃料は、気中で燃料棒の引抜き、除染及び燃料集合体形状への再組立てを行い、新燃料貯蔵庫に一時的に貯蔵した後に譲渡す。これらの新燃料の除染作業に当たっては、<u>燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体のみ、かつその1体分の燃料棒のみに限定し、臨界を防止する。</u></p> <p>核燃料物質の運搬は、関係法令及び関係告示に基づき適切に実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・燃料棒の変形及び損傷の防止措置並びに臨界防止措置を明記</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																						
25	六 第6-1表	<p>第6-1表 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵場所</th> <th>種類</th> <th>体数<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）</td> <td>使用済燃料</td> <td>722体</td> </tr> <tr> <td>新燃料</td> <td>76体</td> </tr> <tr> <td>1号炉原子炉建物内の新燃料貯蔵庫</td> <td>新燃料</td> <td>16体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成28年3月末時点の体数を示す。</p>	貯蔵場所	種類	体数 <sup>※1</sup>	1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）	使用済燃料	722体	新燃料	76体	1号炉原子炉建物内の新燃料貯蔵庫	新燃料	16体	<p>第6-1表 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵場所</th> <th>種類</th> <th>体数<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）</td> <td>使用済燃料</td> <td>722体</td> </tr> <tr> <td>新燃料</td> <td>76体</td> </tr> <tr> <td>1号炉原子炉建物内の新燃料貯蔵庫</td> <td>新燃料</td> <td>16体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 <u>12</u>：平成28年12月末時点の体数を示す。</p>	貯蔵場所	種類	体数 <sup>※1</sup>	1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）	使用済燃料	722体	新燃料	76体	1号炉原子炉建物内の新燃料貯蔵庫	新燃料	16体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・至近データ反映による修正</li> </ul>
貯蔵場所	種類	体数 <sup>※1</sup>																								
1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）	使用済燃料	722体																								
	新燃料	76体																								
1号炉原子炉建物内の新燃料貯蔵庫	新燃料	16体																								
貯蔵場所	種類	体数 <sup>※1</sup>																								
1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）	使用済燃料	722体																								
	新燃料	76体																								
1号炉原子炉建物内の新燃料貯蔵庫	新燃料	16体																								

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。



島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
26	七 1. 廃止措置対象 施設の汚染の 特徴	<p>1. 廃止措置対象施設の汚染の特徴</p> <p>廃止措置対象施設の一部は、核燃料物質によって汚染されている。これらの汚染は、原子炉運転中の中性子照射によって炉心部等の構造材が放射化して生成される放射化汚染<u>及び</u>冷却材中の腐食生成物が炉心部で放射化され機器・配管等の内面に付着して残存する二次的な汚染に起因している。</p> <p>主な廃止措置対象施設の推定汚染分布は、第4-3図に示すとおりであるが、施設の汚染状況の調査により、評価の見直しを行う。</p>	<p>1. 廃止措置対象施設の汚染の特徴</p> <p>廃止措置対象施設の一部は、核燃料物質によって汚染されている。これらの汚染は、原子炉運転中の中性子照射によって炉心部等の構造材が放射化して生成される放射化汚染<u>又は</u>冷却材中の腐食生成物が炉心部で放射化され機器・配管等の内面に付着して残存する二次的な汚染に起因している。</p> <p>主な廃止措置対象施設の推定汚染分布は、第4-3図に示すとおりであるが、施設の汚染状況の調査により、評価の見直しを行う。</p>	<p>・記載の適正化</p>
26	2. 除染の計画	<p>2. 除染の計画</p> <p>廃止措置対象施設内の汚染のうち、放射化汚染については、放射能レベルが比較的高い原子炉本体等を対象に時間的減衰を図る。二次的な汚染については、廃止措置に当たって講じる安全確保対策等として、<u>必要に応じて</u>除染を実施し、解体撤去等における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくを合理的に達成可能な限り低減する。</p> <p>除染は、原子炉運転中の設備等の定期点検等において被ばく低減対策として行ってきた化学的除染及び機械的除染の経験・実績を活かし、放射線業務従事者の受ける被ばく線量、除染効果、放射性廃棄物の発生量等の観点から、各除染対象設備に応じた合理的かつ適切な方法で行う。</p>	<p>2. 除染の計画</p> <p>廃止措置対象施設内の汚染のうち、放射化汚染については、放射能レベルが比較的高い原子炉本体等を対象に時間的減衰を図る。二次的な汚染については、廃止措置に当たって講じる安全確保対策等として、<u>線量当量率及び汚染レベルを考慮し、被ばく量を低減するため有効とされる場合に</u>除染を実施し、解体撤去等における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくを合理的に達成可能な限り低減する。</p> <p>除染は、原子炉運転中の設備等の定期点検等において被ばく低減対策として行ってきた化学的除染及び機械的除染の経験・実績を活かし、放射線業務従事者の受ける被ばく線量、除染効果、放射性廃棄物の発生量等の観点から、各除染対象設備に応じた合理的かつ適切な方法で行う。</p>	<p>・除染を行う条件の明確化</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
27	七 4. 除染の方法	<p>4. 除染の方法</p> <p>4.1 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中においては、主要な二次的な汚染を除去するため、原子炉運転期間中に冷却材に接液しており、現状の汚染分布評価において二次的な汚染が多いと推定している原子炉容器、冷却材再循環系、原子炉冷却材浄化系及び原子炉停止時冷却系のうち、施設の汚染状況の調査の結果、比較的多くの二次的な汚染が残存していることが確認され、対象系統の解体前に除染を行うことにより、解体撤去等における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくの合理的な低減が期待できる箇所を対象に系統除染を実施する。</p> <p>系統除染は、原子炉運転中の定期点検等において被ばく低減対策として行ってきた除染の経験・実績を活かし、化学的又は機械的除染法により行い、除染対象箇所の線量当量率があらかじめ定めた目標値に達成するまで実施する。ただし、目標値に達する前であっても、系統除染時の線量当量率の測定結果等から、これ以上の除染効果が見込めないと判断した場合は、系統除染を終了する。この場合、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に、<u>必要に応じて</u>除染を行う。</p>	<p>4. 除染の方法</p> <p>4.1 解体工事準備期間中</p> <p><u>(1) 除染範囲</u></p> <p>解体工事準備期間中においては、主要な二次的な汚染を除去するため、原子炉運転期間中に冷却材に接液しており、現状の汚染分布評価において二次的な汚染が多いと推定している原子炉容器、冷却材再循環系、原子炉冷却材浄化系及び原子炉停止時冷却系のうち、施設の汚染状況の調査の結果、比較的多くの二次的な汚染が残存していることが確認され、対象系統の解体前に除染を行うことにより、解体撤去等における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくの合理的な低減が期待できる箇所を対象に系統除染を実施する。</p> <p><u>(2) 除染方法</u></p> <p>系統除染は、原子炉運転中の定期点検等において被ばく低減対策として行ってきた除染の経験・実績を活かし、化学的又は機械的除染法により行う。</p> <p><u>解体工事準備期間中における除染の方法を第7-1表に示す。</u></p> <p><u>a. 化学的除染法</u></p> <p><u>化学的除染法は、既存の系統構成を活かし、比較的広範囲の除染を行う場合に適用する。</u></p> <p><u>除染は、弁操作により主要系統を隔離した後、除染液を循環させるためのポンプ、イオン交換樹脂等で構成された仮設除染装置を除染対象箇所に接続し、除染液を除染対象範囲内で循環させることにより行う。</u></p> <p><u>b. 機械的除染法</u></p> <p><u>機械的除染法は、タンクの内面等、比較的汚染箇所に近づきやすく、除染装置が使用できる場合に適用する。</u></p> <p><u>除染は、研磨剤を使用するブラスト法、高圧水を使用する噴射法、ブラシ等による研磨法等により行う。適用する装置は、除染対象物の形状、汚染の状況、除染装置の設置可否等を考慮し決定する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成見直しに伴う追記</li> <li>・構成見直しに伴う追記</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・構成見直しに伴う記載位置の変更</li> <li>・除染方法の明確化</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
27	七 4. 除染の方法	<p><u>系統除染に伴い発生する</u>放射性廃棄物の処理・処分の方法は、「八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。 <u>解体工事準備期間中における除染の方法を第7-1表に示す。</u></p>	<p><u>(3) 除染の完了</u> 系統除染は、原則として、除染対象箇所の線量当量率があらかじめ定めた目標値に達するまで実施する。<u>目標値の設定に当たっては、除染による二次的な汚染の除去効果、適用する除染装置の除染性能実績及び除染に伴い発生する廃棄物の発生量の観点から決定する。</u>ただし、<u>線量当量率が</u>目標値に達する前であっても、系統除染時の線量当量率の測定結果等から、これ以上の除染効果が見込めないと判断した場合は、系統除染を終了する。この場合、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に、<u>解体作業の進捗に伴う除染装置のアクセス性向上等により、更なる除染効果が見込め、かつ、被ばく量を低減するため有効と判断される場合には</u>除染を行う。</p> <p><u>(4) 除染により発生した廃棄物</u> <u>化学的除染に用いた薬液は前処理を行い、既設設備で処理できる状態としたうえで、床ドレン・再生廃液系に移送する。</u> <u>また、化学的除染で発生するイオン交換樹脂は、廃樹脂タンク又はフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。化学的及び機械的除染で発生する雑固体廃棄物は、既設設備で処理を行う。</u> <u>具体的な</u>放射性廃棄物の処理・処分の方法は、「八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値の設定の考え方を明記</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に除染を行う場合の考え方を明記</li> <li>・廃棄物の処理方法の明確化</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前							備考																				
28	七 第7-1表	<p>第7-1表 解体工事準備期間中における除染の方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="617 506 765 579" rowspan="2">件名</th> <th data-bbox="765 506 926 579" rowspan="2">場所</th> <th colspan="2" data-bbox="926 506 1299 537">主な対象施設</th> <th data-bbox="1299 506 1492 579" rowspan="2">着手要件</th> <th data-bbox="1492 506 1703 579" rowspan="2">工事内容</th> <th data-bbox="1703 506 2142 579" rowspan="2">安全確保対策</th> <th data-bbox="2142 506 2344 579" rowspan="2">完了要件</th> </tr> <tr> <th data-bbox="926 537 1101 579">施設名称</th> <th data-bbox="1101 537 1299 579">設備名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="617 579 765 1419" rowspan="2">系統除染</td> <td data-bbox="765 579 926 1419" rowspan="2">原子炉建物</td> <td data-bbox="926 579 1101 863">原子炉本体</td> <td data-bbox="1101 579 1299 863">原子炉容器</td> <td data-bbox="1299 579 1492 1419" rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備が供用を終了していること。</li> <li>・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1492 579 1703 1419" rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁操作等により、除染対象外の機器・配管類との隔離を行う。</li> <li>・化学的又は機械的除染法により除染を行う。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1703 579 2142 1419" rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部被ばく低減のため、<u>必要に応じて</u>遮蔽マット等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。</li> <li>・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、<u>必要に応じて</u>汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。</li> <li>・工事の実施に当たっては、作業目標線量を設定し、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、<u>必要に応じて</u>改善策を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。</li> <li>・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。</li> </ul> </td> <td data-bbox="2142 579 2344 1419" rowspan="2">あらかじめ定められた目標値を達成すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 863 1101 1419">原子炉冷却系統施設</td> <td data-bbox="1101 863 1299 1419"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却設備のうち冷却材再循環系及び原子炉冷却材浄化系</li> <li>・原子炉停止時冷却系</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>							件名	場所	主な対象施設		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件	施設名称	設備名称	系統除染	原子炉建物	原子炉本体	原子炉容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備が供用を終了していること。</li> <li>・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁操作等により、除染対象外の機器・配管類との隔離を行う。</li> <li>・化学的又は機械的除染法により除染を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部被ばく低減のため、<u>必要に応じて</u>遮蔽マット等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。</li> <li>・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、<u>必要に応じて</u>汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。</li> <li>・工事の実施に当たっては、作業目標線量を設定し、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、<u>必要に応じて</u>改善策を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。</li> <li>・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。</li> </ul>	あらかじめ定められた目標値を達成すること。	原子炉冷却系統施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却設備のうち冷却材再循環系及び原子炉冷却材浄化系</li> <li>・原子炉停止時冷却系</li> </ul>	
件名	場所	主な対象施設		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件																						
		施設名称	設備名称																										
系統除染	原子炉建物	原子炉本体	原子炉容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備が供用を終了していること。</li> <li>・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁操作等により、除染対象外の機器・配管類との隔離を行う。</li> <li>・化学的又は機械的除染法により除染を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部被ばく低減のため、<u>必要に応じて</u>遮蔽マット等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。</li> <li>・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、<u>必要に応じて</u>汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。</li> <li>・工事の実施に当たっては、作業目標線量を設定し、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、<u>必要に応じて</u>改善策を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。</li> <li>・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。</li> </ul>	あらかじめ定められた目標値を達成すること。																						
		原子炉冷却系統施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却設備のうち冷却材再循環系及び原子炉冷却材浄化系</li> <li>・原子炉停止時冷却系</li> </ul>																										

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後							備考	
28	七 第7-1表	第7-1表 解体工事準備期間中における除染の方法								
		主な対象施設		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件			
		施設名称	設備名称							
		系統除染	原子炉建物	原子炉本体	原子炉容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象設備が供用を終了していること。</li> <li>除染に使用する機器が使用可能な状態であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁操作等により、除染対象外の機器・配管類との隔離を行う。</li> <li>化学的又は機械的除染法により除染を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部被ばく低減のため、<u>線量当量率を考慮し</u>、遮蔽マット等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。</li> <li>環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、<u>汚染レベルを考慮し</u>、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。</li> <li>工事の実施に当たっては、作業目標線量を設定し、工事の進捗に伴い実績線量と比較し改善策を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。</li> <li>原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。</li> </ul>	あらかじめ定めた目標値を達成すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>考慮する事項の明確化</li> <li>考慮する事項の明確化</li> <li>記載の適正化</li> </ul>
			原子炉冷却系統施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却設備のうち冷却材再循環系及び原子炉冷却材浄化系</li> <li>原子炉停止時冷却系</li> </ul>						

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
30	八 1.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物の種類及び数量	<p>1.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性気体廃棄物の種類としては、換気系からの排気が、原子炉運転中と同様に想定される。</p> <p>解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長期間が経過していること、原子炉運転中の施設定期検査時と同様の状態が継続すること、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり必要な機能を有する設備を維持管理することから、「添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」に示すとおり、放射性気体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の核分裂生成希ガス等の放出量と比べて無視できる程度である。</p>	<p>1.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性気体廃棄物の種類としては、換気系からの排気が、原子炉運転中と同様に想定される。</p> <p>解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長期間が経過していること、<u>放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず</u>、原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続すること、<u>放射性気体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能</u>を有する設備を維持管理することから、放射性気体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の核分裂生成希ガス等の放出量と比べて無視できる程度である。</p>	<p>・放射性気体廃棄物の放出量評価の考え方の明確化</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
30	八 1.2 放射性気体廃棄物の管理	<p>1.2 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性気体廃棄物は、換気系からの排気であり、原子炉運転中に発生した放射性気体廃棄物と同様に、原子炉設置許可申請書に記載の方法に従って<u>管理放出する</u>。放射性気体廃棄物の処理処分フローを第8-1図に示す。</p> <p>放射性気体廃棄物を適切に処理処分するため、<u>発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり必要な機能</u>を有する設備を維持管理する。</p> <p>また、放射性気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等において放射性物質濃度の測定等を行い、線量告示に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>放射性気体廃棄物の管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>1.2 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性気体廃棄物は、換気系からの排気であり、原子炉運転中に発生した放射性気体廃棄物と同様に、原子炉設置許可申請書に記載の方法に従って、<u>フィルタを通して排気ファンにより排気筒又はタービン建物排気筒から大気に放出する</u>。放射性気体廃棄物の処理処分フローを第8-1図に示す。</p> <p>放射性気体廃棄物を適切に処理処分するため、<u>放射性気体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能</u>を有する設備を維持管理する。</p> <p>また、放射性気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等において放射性物質濃度の測定等を行い、線量告示に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする<u>とともに「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値指針」という。）に基づき、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を第8-1表のとおり設定し、これを超えないように努める</u>。</p> <p>放射性気体廃棄物の管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>・具体的な処理方法を追記</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・維持する機能を明記</p> <p>・放出管理目標値を設定し、これを超えないように努めることを明記</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
32	八 2.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量	<p>2.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類としては、系統除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン廃液、床ドレン廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。</p> <p>解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、原子炉運転中の施設定期検査時と同様の状態が継続すること、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり必要な機能を有する設備を維持管理することから、「添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」に示すとおり、放射性液体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えないと評価できる。</p>	<p>2.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類としては、系統除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン廃液、床ドレン廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。</p> <p>解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、<u>放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず</u>、原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続すること、<u>放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能を有する設備を維持管理すること、1号炉の復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう運転終了に伴う復水器冷却水流量の減少を考慮した放出管理目標値を設定し管理すること</u>から、放射性液体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えないと評価できる。</p>	<p>・放射性液体廃棄物の放出量評価の考え方の明確化</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。



島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
33	八 2.2 放射性液体廃棄物の管理	2.2 放射性液体廃棄物の管理 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性液体廃棄物と同様に、廃棄物の種類・性状に応じて、原子炉設置許可申請書に記載の方法に従って適切に処理を行い、再使用又は管理放出する（2号炉との共用施設での処理を含む。）。	2.2 放射性液体廃棄物の管理 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性液体廃棄物と同様に、廃棄物の種類・性状に応じて、原子炉設置許可申請書に記載の方法に従って、 <u>以下のとおり</u> 適切に処理を行い、再使用又は管理放出する（2号炉との共用施設での処理を含む。）。 <u>① 機器ドレン廃液</u> <u>機器ドレン廃液は、機器ドレン系で処理する。</u> <u>ろ過、脱塩した処理済液は、復水貯蔵タンクに回収し、再使用する。</u> <u>② 床ドレン廃液</u> <u>床ドレン廃液は、床ドレン・再生廃液系又は床ドレン・化学廃液系で処理する。</u> <u>蒸留、ろ過、脱塩した処理済液は、原則として再使用するが、一部については放射性物質の濃度が十分低いことを確認して環境に放出する場合もある。</u> <u>③ 再生廃液</u> <u>再生廃液は、床ドレン・再生廃液系又は床ドレン・化学廃液系で処理する。</u> <u>蒸留、ろ過、脱塩した処理済液は、原則として再使用するが、一部については放射性物質の濃度が十分低いことを確認して環境に放出する場合もある。</u> <u>④ ランドリ・ドレン廃液</u> <u>ランドリ・ドレン廃液は、ランドリ・ドレン系で処理する。</u> <u>蒸留、脱塩した処理済液は、放射性物質の濃度が十分低いことを確認して環境に放出する。</u> <u>なお、放射性物質による汚染がほとんどない下着類を除染したランドリ・ドレン廃液は、放射能レベルが低く、ろ過器で処理した後、放射性物質の濃度が十分低いことを確認して環境に放出する場合がある。</u>	・具体的な処理方法を追記

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
33	八 2.2 放射性液体廃棄物の管理 (つづき)	<p>放射性液体廃棄物の処理処分フローを第8-2図に示す。</p> <p>放射性液体廃棄物を適切に処理処分するため、発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、<u>「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり必要な機能を有する設備を維持管理する。</u></p> <p>また、放射性液体廃棄物の放出に際しては、サンプルタンク等において放射性物質濃度の測定等を行い、復水器冷却水放水路排水中における放射性物質の濃度が、線量告示に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>放射性液体廃棄物の管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p>	<p><u>⑤ シャワ・ドレン廃液</u> <u>シャワ・ドレン廃液は、シャワ・ドレン系で処理する。</u> <u>放射性物質の濃度が十分低いことを確認した後、ろ過器を通して環境に放出する。</u></p> <p><u>⑥ 系統除染に伴い発生する廃液</u> <u>系統除染に伴い発生する廃液は、床ドレン・再生廃液系又は床ドレン・化学廃液系で処理する。</u> <u>蒸留、ろ過、脱塩した処理済液は、原則として再使用するが、一部については放射性物質の濃度が十分低いことを確認して環境に放出する場合もある。</u></p> <p>放射性液体廃棄物の処理処分フローを第8-2図に示す。<u>なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設における放射性液体廃棄物の管理は、2号炉にて行う。</u></p> <p>放射性液体廃棄物を適切に処理処分するため、発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、<u>放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能を有する設備を維持管理する。</u></p> <p>また、放射性液体廃棄物の放出に際しては、サンプルタンク等において放射性物質濃度の測定等を行い、復水器冷却水放水路排水中における放射性物質の濃度が、線量告示に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする<u>とともに、線量目標値指針に基づき、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を第8-2表のとおり設定し、これを超えないように努める。</u></p> <p>放射性液体廃棄物の管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>・具体的な処理方法を追記</p> <p>・共用施設における廃棄物の管理所掌の明確化</p> <p>・維持する機能を明記</p> <p>・放出管理目標値を設定し、これを超えないように努めることを明記</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
34	八 3.1.1 原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物の種類及び数量	3.1.1 原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物の種類及び数量 原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のとおりであり、廃棄物の種類・性状に応じて、原子炉設置許可申請書に記載の方法に従って処理又は貯蔵保管を行っている。 ① 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液 ② ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液 ③ 復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタ等から発生するフィルタ・スラッジ ④ 復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジ ⑤ 可燃性雑固体廃棄物 ⑥ 不燃性雑固体廃棄物 ⑦ 使用済制御棒等の放射化された機器 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所ごとの種類及び数量を第8-1表に示す。	3.1.1 原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物の種類及び数量 原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のとおりであり、廃棄物の種類・性状に応じて、原子炉設置許可申請書に記載の方法に従って処理又は貯蔵保管を行っている。 ① 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液 ② ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液 ③ 復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタ等から発生するフィルタ・スラッジ ④ 復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジ ⑤ 可燃性雑固体廃棄物 ⑥ 不燃性雑固体廃棄物 ⑦ 使用済制御棒等の放射化された機器 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所ごとの種類及び数量を第8-3表に示す。	・表の追加に伴う表番号の変更

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
35	八 3.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性固体廃棄物の種類及び数量	<p>3.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性固体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性固体廃棄物の種類としては、系統除染、施設の維持管理等により発生する雑固体廃棄物、使用済樹脂、使用済制御棒等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。 解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第8-2表に示す。</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液</li> <li>② ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液</li> <li>③ 液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジ</li> <li>④ 燃料プール冷却系のフィルタから発生するフィルタ・スラッジ</li> <li>⑤ 可燃性雑固体廃棄物</li> <li>⑥ 不燃性雑固体廃棄物</li> <li>⑦ 解体撤去工事で発生する金属等</li> </ul> <p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に実施する解体撤去工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第8-3表に示す。 この期間における放射性固体廃棄物の推定発生量は、施設の汚染状況の調査結果、解体撤去の工法及び手順についての検討結果を踏まえ、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に入るまでに再評価を実施し、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<p>3.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性固体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性固体廃棄物の種類としては、系統除染、施設の維持管理等により発生する雑固体廃棄物、使用済樹脂、使用済制御棒等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。 解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第8-4表に示す。</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液</li> <li>② ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液</li> <li>③ 液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジ</li> <li>④ 燃料プール冷却系のフィルタから発生するフィルタ・スラッジ</li> <li>⑤ 可燃性雑固体廃棄物</li> <li>⑥ 不燃性雑固体廃棄物</li> <li>⑦ 解体撤去工事で発生する金属等</li> </ul> <p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に実施する解体撤去工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第8-5表に示す。 この期間における放射性固体廃棄物の推定発生量は、施設の汚染状況の調査結果、解体撤去の工法及び手順についての検討結果を踏まえ、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に入るまでに再評価を実施し、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<p>・表の追加に伴う表番号の変更</p> <p>・表の追加に伴う表番号の変更</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
35	八 3.2 放射性固体廃棄物の管理	3.2 放射性固体廃棄物の管理 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性固体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物と同様に、廃棄物の種類・性状に応じて原子炉設置許可申請書の記載の方法に従って、適切に処理及び貯蔵保管を行う(2号又は3号炉との共用施設での処理及び貯蔵保管を含む。)	3.2 放射性固体廃棄物の管理 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性固体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物と同様に、廃棄物の種類・性状に応じて原子炉設置許可申請書の記載の方法に従って、 <u>以下のとおり</u> 適切に処理及び貯蔵保管を行う(2号又は3号炉との共用施設での処理及び貯蔵保管を含む。) <u>① 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液</u> 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材(プラスチック)と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。 <u>② ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液</u> ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、ランドリ・ドレン濃縮廃液タンクに集め放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。 <u>③ 復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタ等から発生するフィルタ・スラッジ</u> 復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタ等からは発生するフィルタ・スラッジは、廃樹脂タンク及びフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵し放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材(プラスチック)と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。	・具体的な処理方法を追記

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
35	八 3.2 放射性固体廃棄物の管理 (つづき)	放射性固体廃棄物の処理フローを第8-3図に示す。	<p><u>④ 復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジ</u>  復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジは、<u>廃樹脂タンク及びフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材(プラスチック)と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。</u></p> <p><u>⑤ 可燃性雑固体廃棄物</u>  可燃性雑固体廃棄物は、<u>ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で溶融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。</u></p> <p><u>⑥ 不燃性雑固体廃棄物</u>  不燃性雑固体廃棄物は、<u>圧縮可能なものは圧縮減容し、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で、溶融してドラム缶内にモルタル固化するか、若しくは溶融しないでドラム缶内にモルタル固化して、貯蔵保管する。</u></p> <p><u>⑦ 使用済制御棒等の放射化された機器</u>  使用済制御棒等の放射化された機器は燃料プールに貯蔵した後、<u>サイトバンカに貯蔵保管する。</u></p> <p><u>⑧ 系統除染に伴い発生する使用済樹脂</u>  系統除染に伴い発生する使用済樹脂は、<u>廃樹脂タンク又はフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。</u></p> <p>放射性固体廃棄物の処理フローを第8-3図に示す。<u>なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設並びに1号、2号及び3号炉共用の施設における放射性固体廃棄物の管理は2号又は3号炉にて行う。</u></p>	<p>・具体的な処理方法を追記</p> <p>・共用施設における廃棄物の管理所掌の明確化</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
35	八 3.2 放射性固体廃棄物の管理 (つづき)	<p>放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管を行うために、発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、<u>「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり必要な機能を有する設備を維持管理する。</u></p> <p>解体工事準備期間中、放射性固体廃棄物の量が、原子炉設置許可申請書に記載されている固体廃棄物貯蔵所、サイトバンカ等の貯蔵能力を超えないように管理する。</p> <p>放射性固体廃棄物の管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管を行うために、発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、<u>放射性固体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放射性廃棄物貯蔵機能</u>を有する設備を維持管理する。</p> <p>解体工事準備期間中、放射性固体廃棄物の量が、原子炉設置許可申請書に記載されている固体廃棄物貯蔵所、サイトバンカ等の貯蔵能力を超えないように管理する。</p> <p>放射性固体廃棄物の管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持する機能を明記</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
36	八 3.3 放射性固体廃棄物の廃棄	<p>3.3 放射性固体廃棄物の廃棄</p> <p>放射性固体廃棄物は、L1、L2及びL3に区分し、廃止措置が終了するまで（平成57年度まで）に、原子炉等規制法に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄する。<u>なお</u>、放射性物質として扱う必要のないものは、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供するように努める。</p> <p>廃棄先は、解体撤去に伴い放射性固体廃棄物が発生し、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定する。</p> <p>放射性固体廃棄物の運搬及び廃棄は、関係法令、関係告示に基づき適切に実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<p>3.3 放射性固体廃棄物の廃棄</p> <p><u>1号炉</u>の放射性固体廃棄物は、L1、L2及びL3に区分し、廃止措置が終了するまで（平成57年度まで）に、原子炉等規制法に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄する。<u>また</u>、放射性物質として扱う必要のないものは、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供するように努める。</p> <p>廃棄先は、解体撤去に伴い放射性固体廃棄物が発生し、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定する。</p> <p><u>なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設並びに1号、2号及び3号炉共用の施設から発生した放射性固体廃棄物については、2号又は3号炉にて管理する。</u></p> <p>放射性固体廃棄物の運搬及び廃棄は、関係法令<u>及び</u>関係告示に基づき適切に実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象号炉の明確化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・共用施設から発生した廃棄物の管理所掌の明確化</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。



島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考												
追加	八		<p data-bbox="1528 415 2347 499">第8-1表 解体工事準備期間中における放射性気体廃棄物の放出管理目標値</p> <p data-bbox="2181 506 2338 541">(単位：Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="1507 548 2368 762"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>放出管理目標値※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性 気体廃棄物</td> <td>希ガス</td> <td><math>7.9 \times 10^{14}</math></td> </tr> <tr> <td>よう素 131</td> <td><math>3.9 \times 10^{10}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1516 768 2056 804">※1：1号，2号及び3号炉合算の値を示す。</p> <p data-bbox="1528 947 2347 1031">第8-2表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値</p> <p data-bbox="2181 1037 2338 1073">(単位：Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="1507 1079 2368 1251"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (H-3を除く)</td> <td><math>8.6 \times 10^{10}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1516 1257 2056 1293">※1：1号，2号及び3号炉合算の値を示す。</p>	項目		放出管理目標値※1	放射性 気体廃棄物	希ガス	$7.9 \times 10^{14}$	よう素 131	$3.9 \times 10^{10}$	項目	放出管理目標値※1	放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	$8.6 \times 10^{10}$	<p data-bbox="2418 401 2718 436">・放出管理目標値の追記</p>
項目		放出管理目標値※1														
放射性 気体廃棄物	希ガス	$7.9 \times 10^{14}$														
	よう素 131	$3.9 \times 10^{10}$														
項目	放出管理目標値※1															
放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	$8.6 \times 10^{10}$															

注) 下線及び点線枠は，補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																																																																																				
38	八 第8-1表	<p><b>第8-1表</b> 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所ごとの種類及び数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵・保管場所</th> <th>種類</th> <th>貯蔵・保管量 ※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">固体廃棄物貯蔵所※2</td> <td rowspan="2">ドラム缶</td> <td>均質固化体</td> <td>286本 ※3</td> </tr> <tr> <td>充填固化体</td> <td>2,183本 ※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>雑固体</td> <td>27,364本 ※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,967本相当 ※3, 4</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td>濃縮廃液</td> <td>約19m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂タンク</td> <td>使用済樹脂</td> <td>約88m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>フィルタ・スラッジ貯蔵タンク</td> <td>フィルタ・スラッジ</td> <td>約236m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>復水スラッジ分離タンク</td> <td>フィルタ・スラッジ</td> <td>約1m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">サイトバンカ貯蔵プール ※2</td> <td>制御棒</td> <td>224本 ※3</td> </tr> <tr> <td>チャンネルボックス</td> <td>1,582本 ※3</td> </tr> <tr> <td>ポイズンカーテン</td> <td>161本</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>約56m<sup>3</sup> ※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1号炉原子炉建物内の 使用済燃料貯蔵設備 (燃料プール)</td> <td>制御棒</td> <td>29本</td> </tr> <tr> <td>チャンネルボックス</td> <td>722本</td> </tr> <tr> <td>ポイズンカーテン</td> <td>13本</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成28年3月末時点の貯蔵・保管量である。                  ※2 1号, 2号及び3号炉共用                  ※3 <u>2号炉で発生した廃棄物を含む。</u>                  ※4 2000ドラム缶換算値を示す。</p>	貯蔵・保管場所	種類	貯蔵・保管量 ※1	固体廃棄物貯蔵所※2	ドラム缶	均質固化体	286本 ※3	充填固化体	2,183本 ※3	その他	雑固体	27,364本 ※3		1,967本相当 ※3, 4	濃縮廃液貯蔵タンク	濃縮廃液	約19m <sup>3</sup>	廃樹脂タンク	使用済樹脂	約88m <sup>3</sup>	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	フィルタ・スラッジ	約236m <sup>3</sup>	復水スラッジ分離タンク	フィルタ・スラッジ	約1m <sup>3</sup>	サイトバンカ貯蔵プール ※2	制御棒	224本 ※3	チャンネルボックス	1,582本 ※3	ポイズンカーテン	161本	その他	約56m <sup>3</sup> ※3	1号炉原子炉建物内の 使用済燃料貯蔵設備 (燃料プール)	制御棒	29本	チャンネルボックス	722本	ポイズンカーテン	13本	<p><b>第8-3表</b> 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所ごとの種類及び数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵・保管場所</th> <th>種類</th> <th>貯蔵・保管量 ※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">固体廃棄物貯蔵所※2</td> <td rowspan="2">ドラム缶</td> <td>均質固化体</td> <td><u>172本</u></td> </tr> <tr> <td>充填固化体</td> <td><u>2,072本</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>雑固体</td> <td><u>9,712本</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>1,482本相当</u> ※3</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td>濃縮廃液</td> <td><u>約22m<sup>3</sup></u></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂タンク</td> <td>使用済樹脂</td> <td>約88m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>フィルタ・スラッジ貯蔵タンク</td> <td>フィルタ・スラッジ</td> <td><u>約237m<sup>3</sup></u></td> </tr> <tr> <td>復水スラッジ分離タンク</td> <td>フィルタ・スラッジ</td> <td><u>0m<sup>3</sup></u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">サイトバンカ貯蔵プール ※2</td> <td>制御棒</td> <td><u>123本</u></td> </tr> <tr> <td>チャンネルボックス</td> <td><u>1,360本</u></td> </tr> <tr> <td>ポイズンカーテン</td> <td>161本</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>約55m<sup>3</sup></u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1号炉原子炉建物内の 使用済燃料貯蔵設備 (燃料プール)</td> <td>制御棒</td> <td>29本</td> </tr> <tr> <td>チャンネルボックス</td> <td>722本</td> </tr> <tr> <td>ポイズンカーテン</td> <td>13本</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 <u>平成28年12</u>月末時点の貯蔵・保管量である。                  ※2 <u>1号, 2号及び3号炉</u>共用                  ※3 <u>2000ドラム缶換算値</u>を示す。</p>	貯蔵・保管場所	種類	貯蔵・保管量 ※1	固体廃棄物貯蔵所※2	ドラム缶	均質固化体	<u>172本</u>	充填固化体	<u>2,072本</u>	その他	雑固体	<u>9,712本</u>		<u>1,482本相当</u> ※3	濃縮廃液貯蔵タンク	濃縮廃液	<u>約22m<sup>3</sup></u>	廃樹脂タンク	使用済樹脂	約88m <sup>3</sup>	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	フィルタ・スラッジ	<u>約237m<sup>3</sup></u>	復水スラッジ分離タンク	フィルタ・スラッジ	<u>0m<sup>3</sup></u>	サイトバンカ貯蔵プール ※2	制御棒	<u>123本</u>	チャンネルボックス	<u>1,360本</u>	ポイズンカーテン	161本	その他	<u>約55m<sup>3</sup></u>	1号炉原子炉建物内の 使用済燃料貯蔵設備 (燃料プール)	制御棒	29本	チャンネルボックス	722本	ポイズンカーテン	13本	<p>・表の追加に伴う表番号の変更</p> <p>・1号炉から発生した廃棄物の貯蔵・保管量に変更</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・至近データ反映による修正</p>
貯蔵・保管場所	種類	貯蔵・保管量 ※1																																																																																						
固体廃棄物貯蔵所※2	ドラム缶	均質固化体	286本 ※3																																																																																					
		充填固化体	2,183本 ※3																																																																																					
	その他	雑固体	27,364本 ※3																																																																																					
			1,967本相当 ※3, 4																																																																																					
濃縮廃液貯蔵タンク	濃縮廃液	約19m <sup>3</sup>																																																																																						
廃樹脂タンク	使用済樹脂	約88m <sup>3</sup>																																																																																						
フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	フィルタ・スラッジ	約236m <sup>3</sup>																																																																																						
復水スラッジ分離タンク	フィルタ・スラッジ	約1m <sup>3</sup>																																																																																						
サイトバンカ貯蔵プール ※2	制御棒	224本 ※3																																																																																						
	チャンネルボックス	1,582本 ※3																																																																																						
	ポイズンカーテン	161本																																																																																						
	その他	約56m <sup>3</sup> ※3																																																																																						
1号炉原子炉建物内の 使用済燃料貯蔵設備 (燃料プール)	制御棒	29本																																																																																						
	チャンネルボックス	722本																																																																																						
	ポイズンカーテン	13本																																																																																						
貯蔵・保管場所	種類	貯蔵・保管量 ※1																																																																																						
固体廃棄物貯蔵所※2	ドラム缶	均質固化体	<u>172本</u>																																																																																					
		充填固化体	<u>2,072本</u>																																																																																					
	その他	雑固体	<u>9,712本</u>																																																																																					
			<u>1,482本相当</u> ※3																																																																																					
濃縮廃液貯蔵タンク	濃縮廃液	<u>約22m<sup>3</sup></u>																																																																																						
廃樹脂タンク	使用済樹脂	約88m <sup>3</sup>																																																																																						
フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	フィルタ・スラッジ	<u>約237m<sup>3</sup></u>																																																																																						
復水スラッジ分離タンク	フィルタ・スラッジ	<u>0m<sup>3</sup></u>																																																																																						
サイトバンカ貯蔵プール ※2	制御棒	<u>123本</u>																																																																																						
	チャンネルボックス	<u>1,360本</u>																																																																																						
	ポイズンカーテン	161本																																																																																						
	その他	<u>約55m<sup>3</sup></u>																																																																																						
1号炉原子炉建物内の 使用済燃料貯蔵設備 (燃料プール)	制御棒	29本																																																																																						
	チャンネルボックス	722本																																																																																						
	ポイズンカーテン	13本																																																																																						

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																				
39	八 第8-2表	<p><u>第8-2表</u> 解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>推定発生量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑固体廃棄物</td> <td>可燃物：約2,500本 ※1, 2 不燃物：約4,800本 ※1, 3</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂, フィルタ・スラッジ</td> <td>約17m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>制御棒</td> <td>97本</td> </tr> <tr> <td>チャンネルボックス※4</td> <td>92本</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 2000ドラム缶換算値を示す。                  ※2 雑固体焼却設備にて焼却後の数量は約60本                  ※3 雑固体廃棄物処理設備で熔融後の数量は約2,400本                  ※4 燃料棒以外の燃料部品を含む。</p> <p>注) 解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物の放射能レベル区分は, 原子炉等規制法に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄するまでに決定する。</p>	種類	推定発生量	雑固体廃棄物	可燃物：約2,500本 ※1, 2 不燃物：約4,800本 ※1, 3	使用済樹脂, フィルタ・スラッジ	約17m <sup>3</sup>	制御棒	97本	チャンネルボックス※4	92本	<p><u>第8-4表</u> 解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>推定発生量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑固体廃棄物</td> <td>可燃物：約2,500本 ※1, 2 不燃物：約4,800本 ※1, 3</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂, フィルタ・スラッジ</td> <td>約17m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>制御棒</td> <td>97本</td> </tr> <tr> <td>チャンネルボックス※4</td> <td>92本</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 2000ドラム缶換算値を示す。                  ※2 : 雑固体焼却設備にて焼却後の数量は約60本                  ※3 : 雑固体廃棄物処理設備で熔融後の数量は約2,400本                  ※4 : 燃料棒以外の燃料部品を含む。</p> <p>注) 解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物の放射能レベル区分は, 原子炉等規制法に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄するまでに決定する。</p>	種類	推定発生量	雑固体廃棄物	可燃物：約2,500本 ※1, 2 不燃物：約4,800本 ※1, 3	使用済樹脂, フィルタ・スラッジ	約17m <sup>3</sup>	制御棒	97本	チャンネルボックス※4	92本	<p>・表の追加に伴う表番号の変更</p> <p>・記載の適正化</p>
種類	推定発生量																							
雑固体廃棄物	可燃物：約2,500本 ※1, 2 不燃物：約4,800本 ※1, 3																							
使用済樹脂, フィルタ・スラッジ	約17m <sup>3</sup>																							
制御棒	97本																							
チャンネルボックス※4	92本																							
種類	推定発生量																							
雑固体廃棄物	可燃物：約2,500本 ※1, 2 不燃物：約4,800本 ※1, 3																							
使用済樹脂, フィルタ・スラッジ	約17m <sup>3</sup>																							
制御棒	97本																							
チャンネルボックス※4	92本																							

注) 下線及び点線枠は, 補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																																
40	八 第8-3表	<p><b>第8-3表</b> 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量 (単位:t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放射能レベル区分</th> <th>推定発生量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">低レベル放射性廃棄物</td> <td>放射能レベルの比較的高いもの (L1)</td> <td>約 60</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの (L2)</td> <td>約 670</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの (L3)</td> <td>約 5,350</td> </tr> <tr> <td colspan="2">放射性物質として扱う必要のないもの</td> <td>約 20,680</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>約 26,760</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 放射能レベル区分値は、次のとおり。                      ・L1の区分値の上限は、原子炉等規制法施行令第31条に定める放射能濃度                      ・L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度                      ・L2とL3の区分値は、原子炉等規制法施行令(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。)第31条1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度                      ・放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、原子炉等規制法第61条の2第1項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度</p> <p>2. 推定発生量                      ・10トン単位で切り上げた値である。                      ・推定発生量には付随廃棄物を含んでいない。</p>	放射能レベル区分		推定発生量	低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 60	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 670	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約 5,350	放射性物質として扱う必要のないもの		約 20,680	合計		約 26,760	<p><b>第8-5表</b> 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量 (単位:t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放射能レベル区分</th> <th>推定発生量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">低レベル放射性廃棄物</td> <td>放射能レベルの比較的高いもの (L1)</td> <td>約 60</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの (L2)</td> <td>約 670</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの (L3)</td> <td>約 5,350</td> </tr> <tr> <td colspan="2">放射性物質として扱う必要のないもの</td> <td>約 20,680</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>約 26,760</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 放射能レベル区分値は、次のとおり。                      ・L1の区分値の上限は、原子炉等規制法施行令第31条に定める放射能濃度                      ・L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度                      ・L2とL3の区分値は、原子炉等規制法施行令(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。)第31条1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度                      ・放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、原子炉等規制法第61条の2第1項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度</p> <p>2. 推定発生量                      ・10トン単位で切り上げた値である。                      ・推定発生量には付随廃棄物を含んでいない。                      ・<u>放射性廃棄物でない廃棄物の推定発生量は、約153,300tである。</u></p>	放射能レベル区分		推定発生量	低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 60	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 670	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約 5,350	放射性物質として扱う必要のないもの		約 20,680	合計		約 26,760	<p>・表の追加に伴う表番号の変更</p> <p>・放射性廃棄物でない廃棄物の推定発生量を追記</p>
放射能レベル区分		推定発生量																																		
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 60																																		
	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 670																																		
	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約 5,350																																		
放射性物質として扱う必要のないもの		約 20,680																																		
合計		約 26,760																																		
放射能レベル区分		推定発生量																																		
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 60																																		
	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 670																																		
	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約 5,350																																		
放射性物質として扱う必要のないもの		約 20,680																																		
合計		約 26,760																																		

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	備考
42	八 第8-2図	<p>第8-2図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー</p>	

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	備考
42	八 第8-2図	<p>第8-2図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー</p>	<p>・処理後の液体の扱いを明記</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	備考
43	八 第8-3図	<p>濃縮廃液 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から ランドリ・ドレン系の濃縮器から 使用済樹脂、フィルタ・スラッジ 系統除染装置から 原子炉冷却材浄化系の脱塩器から 系統除染装置から 原子炉冷却材浄化系のフィルタから 燃料プール冷却系のフィルタから 液体廃棄物処理系のフィルタから 復水系の前置ろ過器から 復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から 雑固体廃棄物 可燃性雑固体廃棄物 不燃性雑固体廃棄物 (新燃料に装着しているチャンネルボックスを含む) 使用済制御棒等</p> <p>濃縮廃液貯蔵タンク ランドリ・ドレン濃縮廃液タンク (1号及び2号炉共用) 2号炉原子炉浄化系樹脂貯蔵 タンクへ (1号及び2号炉共用) 廃樹脂タンク フィルタ・スラッジ 貯蔵タンク フィルタ・スラッジ サージ・タンク 2号炉スラッジ 分離タンクへ (1号及び2号炉共用) フィルタ・スラッジ 貯蔵タンク 2号炉スラッジ分離タンクへ (1号及び2号炉共用) 復水スラッジ 分離タンク 2号炉復水系樹脂貯蔵タンクへ (1号及び2号炉共用) 廃樹脂タンク 減容機 (1号及び2号炉共用) 雑固体廃棄物焼却設備 (焼却灰) 雑固体廃棄物処理設備 サイトバンカ</p> <p>ドラム詰装置 (セメント固化式) 固体廃棄物貯蔵所 *1 *2</p> <p>主経路 副経路</p> <p>(1号, 2号及び3号炉共用)</p> <p>第8-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー</p>	

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 本文の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	備考
43	八 第8-3図	<p>第8-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー</p>	<p>・ドラム詰装置（セメント固化式）の維持管理取りやめに伴う処理フローの修正</p>

注) 下線及び点線枠は、補正箇所を示すものであり補正事項に含まない。